

健康福祉常任委員会

平成20年3月12日

午前9時30分開会

於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
2. 議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定について
3. 議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
4. 議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分）
5. 議案第14号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）
6. 議案第15号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
7. 議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算（所管分）
8. 議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算
9. 議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算
10. 議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算
11. 議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算
12. 議案第23号 平成20年度大口町国際交流事業特別会計予算

2. 出席委員は次のとおりである。（7名）

委員長	木野春徳	副委員長	鈴木喜博
委員	吉田正	委員	酒井廣治
委員	丹羽勉	委員	齊木一三
委員	倉知敏美		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鋈	副町長	社本 一裕
健康福祉部長	水野 正利	福祉課長	馬場 輝彦
こども課長	鈴木 一夫	保育長	稲垣 朝子
保険年金課長	吉田 治則	地域振興課長	星野 健一

健康課長	河合俊英	福祉課長補佐	倉知千鶴
こども課長 補佐	天野浩	保険年金課長 補佐	吉田幸弘
地域振興課長 補佐	鵜飼嗣孝	南保育園長	水野和子
西保育園長	中野幸子	統括主任 厚生員	長谷川まり子
福祉課主査	丹羽清人	保険年金課 主査	掛布紀子
健康課主査	松井昌子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 次長	佐藤幹広
-------------	------

(午前 9時30分 開会)

○委員長(木野春徳君) それでは皆さん、おはようございます。

ちょっと定刻前ですけれども、全員おそろいですので始めさせていただきます。

いつもと違ってちょっと雰囲気が違うんですけれども、ひとつよろしくをお願いします。

3月も中旬を迎えて一段と寒さも和らぎ、暖かくなってまいりました。特にきのうあたりは、多くのところでことしの最高気温を記録したということで、いよいよ本格的に春の訪れを感じるころとなり、桜のつばみも一段と膨らみを増したことと思います。

そうした中、きょうは健康福祉常任委員会をお願いしましたところ、委員の皆様には何かとお忙しい中、定刻全員御参集いただき、ありがとうございます。また、町長初め関係職員の皆様にも定刻御出席いただきまして、御苦労さまです。

それでは、ただいまより健康福祉常任委員会を始めさせていただきます。

去る3月10日本会議において、当委員会に付託を受けました12議案について、委員の皆様には慎重に御審査いただき、適切な御判断をいただきますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いします。

酒井町長。

○町長(酒井 鎧君) 改めまして、皆様、おはようございます。

本日は、3月10日に付託を受けられました12議案について御審査をいただきます。委員会の皆様方には、木野委員長を初め、定刻御参集を賜りましたこと、改めて厚く御礼を申し上げるところであります。

会議終了後でありますけれども、協議会をお開きいただき、6議案について御協議をいただいて、また、その他事案につきましても2案件ほど予定をしております。大変多くありますのでよろしくお願いをしたいと、このように思っております。

○委員長(木野春徳君) ありがとうございます。

それでは、ただいまより付託議案の審査に入ります。

本会議において提案説明を既に受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木野春徳君) 異議なしと認めます。

本日は付託議案も非常に多いため、質疑、答弁とも簡潔・明瞭でよろしくお願いをいたします。

初めに、議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） まず、この条例の改正案ですけれども、高齢者の医療の確保に関する法律だとか高齢者の医療の確保に関する法律施行令に改めるということなんですけれども、どうして75歳以上の方の医療の関係が母子家庭の医療費の支給に関連するのか、お教えいただきたいと思います。

それからもう一つは、ちょっと関連的なことになるんですけれども、母子家庭の医療費の支給については、所得制限が去年の8月に設けられました。一方で、母子家庭の皆さんの所得水準を引き上げていくということが必要だというふうに思います。今、大体母子家庭の方は、8割以上の人は働いておられるという実態だそうです。ところが臨時やパート、非正規で働く人が増加して、それから2ヵ所以上で働いている人も今ふえていっています。私の身近な方も何人かがダブルワークというようなことで働いておられる。子供をなかなか世話することが困難な母子家庭も私はふえていると思うんですけれども、その所得を一定確保する上でも、まず児童扶養手当という手当がありますけれども、これは今現状、この4月からどうなるのか、まずお教えいただきたい。

それからもう一つは、児童扶養手当を2002年のときに大幅に改悪されたんですね。そのときに母子家庭の皆さん方に対して就業支援に力を入れるということで、そういう制度ができ上がったと思います。現実はどうかという、これは朝日新聞の10月22日付の新聞、私、切り抜きをとってあるんですけれども、例えば自立支援教育訓練給付金というのは、愛知県の場合は22.8%しか実施されていない。それから、高等技能訓練促進費というの51.9%しか消化されていない。それから、常用雇用転換奨励金に至っては1.6%というような状況だそうです。ですから、母子家庭の方の働き手であるお母さん方の就業支援そのものが現実には進んでいない。こういうことがこうした資料を見るとわかるわけでありまして。一方で所得制限ということで、大口町の場合は母子家庭の医療費の支給の助成を切ったわけですけれども、あわせて町としても就業支援もきちんと行っていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、町としては就業支援ということで、これはどこの課になるのか私にはわかりませんが、どういうふうに進めようとしているのか、ぜひお教えをいただきたいと思えます。以上です。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 初めに、高齢者の医療の確保に関する法律やら高齢者の医療の確保に関する法令施行令が母子家庭の条例に関係あるのかという御質問でありますけれども、実際、確認はしておりませんが、おじいさん、おばあさんがお孫さんを扶養しているという場合があります。そういった場合に、おじいさん、おばあさんは受給資格者とはしないということで、この法律施行令が関係してくるというふうに考えます。

次に、所得制限につきましては昨年の8月1日から、県に準じて行っております。そういう中で、所得と受益の公平の観点ということでスタートをしました。また、母子家庭等に対しましては、就労

支援という形で医療費を助成しております。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） 母子家庭の関係で御質問がございました。就労支援ということでございますが、国・県の方は母子家庭のお母さん方にも働いていただくというような方向で、今、議員の方からお話がありましたように、方向的には手当を支給するという方向よりも、自立を目指して就労をしていただくというような方向で国も県も動いております。昨年だったと思いますけれども、県の方ではマザーズハローワークという窓口を設けまして、こちらの方で特に母子家庭のお母さん方が安心して就職の相談ができるような窓口も開き、これも各市町の方でPRをして、職を求めている方、また子育てということも含めましてですけれども、御相談のある方はこちらの方で御相談がいただきたいというようなことでPRはさせていただいております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 児童扶養手当というのは4月からどうなるんですか。それはちょっと答弁漏れだと思っただけ。

それと就業支援の関係なんですけれども、これは全国的に見るとひどい状況ですね。特に、常用雇用転換奨励金なんていうのは全国平均が12.4%で、ゼロというところもあるんですけれども、愛知県は1.6%しか使われていないという、これが実情なんです。だとすると、今のダブルワークだとかそういう形で何とか生活しておられる人に対する支援がほとんどできていないというのが実態じゃないかなというふうに思っただけです。そういう方の中には、私のところにも相談があった方がありますけれども、派遣だとか、今、ひどいのだと日雇い派遣という、毎日、携帯電話に派遣会社から、こういう仕事がありますかというようなことが来て、その条件に合えば働きに行くという働き方も今あるわけなんですけれども、しかし、それでは子供さんたちの養育といいますか、そういうことには非常に心もとない状況が母子家庭の皆さん方の中にはたくさんあるんじゃないかなというふうに思います。

去年だったと思うんですけど、北海道の旭川市かどこかの事例がNHKか何かで報道されていましたが、母子家庭の方に対する就労支援ということで、そのための専門の人を市役所の中で置いて、その人が各家庭などを回りながら、実際、どうやって生活しておられるのか、仕事をやっていない人はどうやったら仕事につくことができるようにするのか、そういうことでも市のレベルでやっておられるところもあるんですね。ところが、そういうことを支援する支援員の人の給料はといったら10万円足らずで、その人もダブルワークで、夜は塾の先生で働いているという、そういうひどい、その方も母子家庭の方なんです、支援する方もね。それを見ておって、大変心もとない就労支援の現状なんだなということ、それを見てまた私、改めて感じたわけなんですけれども、そういう意味では、

大口町としても、北海道ほど求人がないわけではないわけですね。愛知県はまだ求人もいっぱいあるということだろうというふうに思うんですけども、しかし、それでもダブルワークしないと子育てできないという母子家庭の方がいるんです。そういう意味では、きちんと常用雇用を図りながら収入を安定させる方向へ母子家庭の皆さん方を持っていかないと、本当に大変なことにこれからもなっていくんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、そういう意味では、町の方もそういう施策をきちんととるべきじゃないかなというふうに思うんです。単に所得制限を設ければいいとかそういうことではなくて、本当に収入の底上げということ。そこにやっぱり力を入れてもらわないといかんんじゃないかなと私は思うんですけども、部長さん、いかがですか。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 母子家庭の方々の所得についてのお話でございますが、昨年ですか、新聞にワーキングプアと言われる方、年間収入が200万を切るような方が1,000万を超えたというような報道がされる中で、母子家庭の方というのは特別珍しいということではないかなというふうに私どもとしては感じております。そうした中で、母子家庭の中にもいろんな家庭状況、収入の状況、そういった方が見えます。そういった母子家庭の方々に、一律町の支援といいますのは非常に難しい。また、人員的にも不可能な部分がございます。そうした中で、先ほど「自立」というような言葉も出ておりましたが、町といたしましては、やはり資格を取っていただく、あるいは積極的に自分で職場を求めていただく、これを第一義に求めていきたいと。さらには、母子家庭の方につきましては、今回の福祉医療の制度、あるいは保育園における保育料の軽減、さらには児童扶養手当の扶助費、こういったものが支給されてきておるといような状況の中で、それぞれの個々の生活をやってみえるという実態がございますので、強いて言えば、大口町としましてはPRの足りない分、こういったものについては強化すべきかなというふうに判断いたしております。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） 失礼しました。ちょっと答弁漏れがございました。

国の児童扶養手当の4月以降の動向ということかと思えます。御承知のように、児童扶養手当は、一部時限立法の条項がございまして、5年で半減すると。県の方は、実際、半減をするような条例をつくりまして、県の手当につきましては半減されている方も現実にはございます。

ちょっと今、細かい数字の資料を持っていませんので数字はちょっとわかりませんが、国の方は2008年、平成20年の4月1日から、順次、5年を経過した方については半減をしていくという法律は現在も生きております。これをストップさせるような暫定措置の法律が実は成立をいたしまして、4月以降につきましては、一定の手続をしていただければ半減はしないというような、今、手続の最中でございます。

県の方から来ております文書を見ますと、極力手続に来ていただいて、手当が半減することのない

ように町の方で指導して手続を行ってほしいというような形で来ておりますので、私どもとしましては極力、今、約70名から80名ぐらいの方が4月以降、該当をすぐしてくるわけですが、その方に連絡をとりまして手続をしていただくということで、今、その手続の真っ最中ということでございます。極力皆さんが国の児童手当が半減しないように、私どもが指導していきたいというふうに思っております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) もう既に県の方は半減しておるわけですね。遺児手当というんですか、県の方はね。そういう手当の類というのは、もう県の方は半減しておるんですよ。だから、そういう意味では、母子家庭の皆さん方に支援をしないというのは特段悪いわけではないような言い方をされますけれども、これは支援しないといかんですよ。単に200万円以下の人が1,000万人を超えるということを言われますけれども、その中には独身の人もおられる。いろんな人がおられるわけですが、母子家庭ということになると、子供を養育していかなくちやいけないわけですからね。だから、そういう意味では、そういう人たちと一緒に物を考えるというのには、私は甚だ無理があるというふうに思っています。

だから、例えば常用雇用じゃないような方については、きちんと資格を取るなり何なりと言われるんだけれども、そういうものの補助金もあるんだけれども、じゃあ資格を取っておる間、どうなるのかといたら、収入が絶たれるんですよ、例えば学校へ行ったり何かしておいたら。そうでしょう、現実の話は。だから、その間はどうやって食っていけばいいんだという問題になるんですよ。だから、この問題というのは、そんなことを幾ら議論しておっても、なかなか現実的に進んでいかないというのが現状だというふうに私は思うんですね。だから、そういう意味では、母子家庭の皆さん方に対する施策として、本当に就労支援に町としても力を入れるべきだと思うんですよ。そうしないと、子供たちがこれから将来、社会をしょって行くわけですが、その子供たちにきちんとした教育も受けられないような世の中になっていたら、これから日本はどうなっていくんだと。そういう問題にも発展していきかねない問題だと思うんです。ワーキングプアが新たなワーキングプアを生むんですよ、結局。だから、そういうことがないようにどこかで歯どめをかけないといかんだというのが、今、一番大きな問題として、国としてもそういう課題を多分持って今やっておられると思うんですが、そこら辺をよく理解してもらわないと、町の方もいかんのじゃないですか。もう一度、部長さん、教えてください。

○委員長(木野春徳君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(水野正利君) それぞれ我々国民の就労の選択の自由というのがあります。そういった中で、母子家庭の方に対して、それぞれ自分で頑張ってみえる方というのはたくさんお見えになる

と思うんですね。それはそれでいいんですが、真に働けないというような何か原因のある方については、少し行政のお手伝いも必要かなということを思わないでもないです。少しそういったことも考えますので、やはりそれには実態調査も必要になってまいりますので、今後、できるだけその実態調査に努めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 私の身の回りでは、昼間働いて、また夜6時ぐらいから10時ぐらいまで働くとかね。それから、ひどい人になると、8時ぐらいから12時までお母さんが働きに行ってみえる。そういう人もお見えになるんですよ。これで子供さんはどうなるのかといたら、ほったらかしになっちゃうんですよ、こういうことが続くと。

以前も、こども課長にも相談したことがありますよね、私。ある子供さんが近所の家へ行って、私、何も食べていないから御飯を食べさせてくれと回っている子供さんがおられたんですよ。スーパーに行ってもその子供さんがおって、知っておるお母さんを見つけると、パンを買ってくれだとか、そういうことを言う子供さんがおられたですよ。こういうことがどんどん広がっていくような世の中になっていったら、本当に大変なことになりますよ。だから、そのお母さんを例えばしかりつけとかそういうことではないんですね。本当に生活ができるような形に持っていかないといかんと思うんですね。そういう意味では、やっぱり行政が一定支えてやらないと、金銭的な面だけのことを僕は言っているわけじゃない。心理的な面、そういうものも大きいと思うんですね。生活が本当にすさんでいる感じもしますので、だからそういう意味では、心の支えというものは必要なんじゃないかなというふうに思うんです、経済的だけじゃなくてね。だから、そういう意味でやはりきちっと見てほしい。特に子供を育ててみえるそういう家庭についてはね。

保健センターさんにもちょっと聞きたいんだけど、私、子供が生まれたときが平成8年だったんですけれども、あのときに生まれて1ヵ月か2ヵ月ぐらいの間にたしか来ていただいて、ふろの入れ方とか、いろいろ僕はアドバイスを受けた覚えがあるんですよ。こういうところが洗い残しておるからといって、言われたとおりで、そこが本当にあかまるけど、私はびっくりした覚えがあるんですけれども、今って第1子の子ぐらいしか回れないでしょう。回っていないかね、今。第2子も回っている。本当に母子家庭の皆さん方の家庭もぜひ回っていただきたいなというふうに思うんですね。保育園だとか小学生ぐらいになってくると、大分学校だとか、保育園だとか、そういうところで様子はわかるわけですが、そこに上がられる以前の家庭だと、いろんな問題を持っておると思うんですね。

私も記憶があるんですけれども、子供が2歳になってようしゃべるようになったら、お父さんが嫌いだって言うようになるんですね。上の子も下の子も一緒だったんですけれども、下の子のとき

は僕もよく上の子でわかっておったわけですけども、しかし、そのことによって父親が傷ついて、また虐待というようなことになってまいかと思うんですね。よくありますよね、そういう記事がね。そういう意味では、本当に子供を全体で支えていけるような仕組みをつくっていただきたいというふうに思うんですね。母子家庭の子も含めてそうなんですけれども、大変な事例の子もこれからまだたくさん出てくるかと思えますけれども、今、健康福祉部長さん、実態を調査するといっって言われましたけれども、ぜひ実態を調査してほしいんです。ひとつよろしくお願いします。

私は、この条例案は後期高齢者医療の関係の文言が入っておるもので、ちょっと反対するつもりではおるんですけども、先に言っておかんと、また採決のやり方があれだといかんもんで言っておきますが、ひとつよろしくお願いします。

○委員長（木野春徳君） それでは、ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それでは質問もないようですので、採決に入ります。

議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） それでは賛成多数ですので、議案第9号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定について、質疑に入ります。質問はありますか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 今現在、社会保険の被扶養者の方に入ってみえる方というのはどのくらいおるんですか。それは65歳以上の、今、老人保健に該当しておる人も含めてどのくらいおられるのか、お教えいただきたい。

それから、私、一番気になるのが包括払い制度という制度なんですけれども、要するに一定額しかもう払わんよということなんです。一定水準以上の医療は、75歳以上の人は事実上受けられなくなってしまうようなことが後期高齢者医療の中で言われていますけれども、それはどういう方向で今進んでいるのでしょうか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） まず、被用者保険の被扶養者になっている人でございますけれども、現在のところは把握できておりません。これは新年度に入りまして、支払基金の方から一応報告があるというふう聞いておりますので、現状では人数がわからないということでございます。

次に、診療報酬の関係で御質問をいただきました。後期高齢者医療制度の診療報酬につきましては、

つい先週でしたかね、3月5日に中医協から答申が出ました。その中で、今、議員がおっしゃっているようなところは審議の段階でありまして、実際にはそのようにはなっておりません。75歳以上の方については、当然、74歳以下の方と同じような医療が受けられるというふうに考えております。

また、外来についてもいろいろありますんですけども、いろんな弊害というのはないというふうに現在のところ考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 私が聞いているところでは、例えば複数の医療機関にかかれなくなるだとか、いろんな話も出ていますよね、現実の話。そういう意味では、お年寄りの方というのはあちこち体が悪いもんですから、それぞれの専門のところへ行きたいというのがありますので、幾つもかかってみえる方というのは多いと思うんですけども、そういうのは少なくとも制約されるわけですよね。されないんですか。それはまだこれからというような議論だというふうに私は認識しておるんですけども、中医協の論議というのはね。答申はそういうふうに出たんですけども、国自身がまだ決めていないもんだから、国の方としてはまだそういう認識なんですよ、そういう意味では。だから、国の認識と中医協の方の認識とがやっぱり差があるのかなというふうに、私はそういう認識をしているんです。というのは、お医者さんたちが集まって、どういう医療にしていくのかという話を中医協ではしておるもんだから、そこら辺では、厚生省と医療関係者との話の食い違いというのが出てきている。それが今、現状だろうというふうに思うんですね。そこの今せめぎ合い、そういうところだと思うんですよ。

だから、今、課長さんが言われるように、要するに今までどおり医療にかかれるように自治体としても要求を出していかないといかんのじゃないかなというふうに思うんですね。このまま進んでいくと、例えば国が今まで言ってきたような形で進んでいくとどうなるのかというと、これ以上の水準の医療費は保険の方では適用しませんよと。やっちゃったらやっちゃった分、それはみんな医療機関の責任でやってくださいよと、そういうことになっちゃうんですね、現実には。だから、医療機関はそんなことでは損しちゃうから、やれなくなっちゃうんですね。だから、事実上制限する中身に、現実には国が考えているのはそういう中身になっておるはずなんです。そこの今せめぎ合いですので、これはぜひ自治体としても医療の制限にならないように声を上げていくべきじゃないですかね。

それから、社会保険の扶養になっている人というのは、全国的には1,300万人ぐらいというふうに言われていますよね。違いますか、該当している人。大口町でも、今、老人保健法による保険制度の中でいけば、ある程度実態はわかるんじゃないですか。今現在どうかということはわかるはずだもんだから、ちょっとそこを教えてほしいんですけど。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 社会保険の加入者は300名ほどという実態を持っておりましてけれども、その中で被扶養者かどうかというのは判断しておりませんので、それは基金からの報告待ちということでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 75歳以上の方が、今、1,600人ぐらいのうち300人ぐらいが社会保険の被扶養者だと。この人たちが軽減を受けられる人数、約ね。多分75歳以上の人で社会保険の本人なんていう人は、そうざらにおるわけじゃないもんですから、これを全体、被扶養者だろうというふうに見た場合、後期高齢者医療の保険料の軽減を受けられる人というのは、1,600人のうちのたったの300人しか受けられないと、そういうことになるんですね。あとの人たちは、今まで国民健康保険も払ってきたんだからということで、保険料をそのまま軽減も受けられずに生で払わないかんと、そういうことになるんですか。ちょっとそこら辺も教えてください。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 国民健康保険を資格喪失して、75歳、後期高齢へ行きますけれども、その方についてはこれまでどおりというか、保険料を払っていただくと。ただ、残った国保世帯につきましては、一応軽減があるというふうであります。7割・5割・2割の場合、7割軽減がかかっておれば、引き続き5年間は7割軽減があるというふうになってございます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） ただ、社会保険の扶養家族になっている人というのは、当初、平成20年度については大体2,000円ぐらいというふうに言われていますよね。だから、大体5%ぐらいになるんですか。だから、95%要するに減額してもらえるんですね。それと比べると、7割・5割・2割という軽減というのは、仮に軽減があったとしても、余りにも差があり過ぎるんじゃないですか。違いますか。そこら辺の矛盾は感じられませんか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 矛盾というか、ちょっとそこら辺はわかませんけれども、これまで国民健康保険に加入してみえる方というのは、世帯主に当然課税はされるんですけども、個々に払っているというような観念でとらえておりますけれども、被用者保険の被扶養者につきましては、これまで保険料を払っていないというのがありますので、そこら辺が大きく変わる点ではなかろうかというふうに思います。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 苦しい答弁だったと思うんですけども、要するに8割以上の人は、7割・5割・2割という減額は除いて、要するに払わないかんということなんですね。だから、そういう意味では、各個人個人において非常に格差の激しい内容なんです。社会保険の扶養家族だけ取り上げて、当初は5%程度でいい。それからだんだん上げていくんですね、何年かかけてね。上げていくにしても、これは余りにもその差があり過ぎるんじゃないか。しかも8割以上の人は社会保険の扶養家族同様の軽減は受けられないということでは、これも本当に高齢者の皆さん方、こういう実態を知ったらどう思われるか私はわかりませんが、多分怒られると思いますね。

今まで各地域で説明会を開かれましたけれども、今のような保険料の実態の話というのはされたんですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 当然、地区の説明会について、一番皆さんが気になるところが保険料の話でございます。そこら辺は十分説明をしているつもりであります。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 社会保険の扶養家族になっている300人の人だけは5%程度でいいですよなんて話はしていないと思うんですよ、恐らくね。そんな話したらえらいことになるでしょう、現実の話。今も300人という人数そのものも出てこなかったぐらいなものですから、恐らく地区でも300人の人は大分軽減になりますよなんていう話はしていないと思うんですよ。だから、そういう意味では、なかなかできないですよ。あんたはいいけど、あんたはいかんとか、こういう話ですよ。物すごい軽減するということを前面にうたっているんだけど、実は8割以上の人は社会保険の扶養家族同様の軽減を受けられないということになる。だから、これは非常に大きな始めるに当たっての矛盾じゃないかなというふうにも思います。そういう意味では、私は直ちにこれは中止すべきだというふうに思うんです。むしろもとの老人保健法による医療の方が、まだよりましではないかなあというふうには思っております。

それから、あと減免制度ですけど、これは町独自で減免制度をつくるという発想はないんですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 減免制度の話でございますけれども、広域連合の方で低所得者を対象とした減免、7割・5割・2割軽減、それと広域連合独自で減免制度を設けております。ただ、御存じのように、広域連合というのは61市町村が加入してつくっておる連合でございます。大口町だけが独自で減免制度を設けるというのは、それだけ皆さんに負担をかけるということでございますので、現在のところ考えておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 町独自に減免制度をつくっても、別に問題はないわけですね。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 現在のところ、広域連合、後期高齢者医療制度に関しての大口町独自の減免というのはなじまないというふうに思っております。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それでは質問もないようですので、採決に入ります。

議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 賛成多数ですので、議案第10号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑に入ります。質問はありますか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） ホテルコストが導入され、給食費も導入されて、以前、平成17年ぐらいに調査していただいたと思うんですけども、年金だけでは特別養護老人ホームなどに入所が困難になる人が相当数おられますね。今度、後期高齢者医療制度が始まることに伴って、保険料も年金から天引きされるようになりますね。そうすると、より一層、特別養護老人ホームなどに入所困難な人が、私はこのことによってふえるんじゃないかというふうに思うんですけども、そうした実態は調査してみえますか。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） 今言われるような実態の調査はしておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 直ちに調査していただけませんか。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） 今言われるのは、具体的には町内の施設に入ってみえる方で年金を受けてみえる方の収入の状況を調査してほしいという意味でよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） この間、私、お渡ししたと思うんですけど、以前の調査した内容についてコピー

一してね。あったでしょう。だから、あれと同じように、要するに以前調査してもらったんですよ、福祉課の方で。あなたの方で調査してもらったんですよ。だから、調査できるはずだと思うんですけどもね。今になってやれないみたいな、逆に質問を受けると私も心外なんだけれども。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） タイミングがまだよくわかっておりませんが、やるように検討します。

○委員長（木野春徳君） ほかにないですか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それでは質問もないようですので、採決に入ります。

議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 賛成多数ですので、議案第11号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）について、歳入歳出一括で質疑に入ります。質問はありますか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） まず延長保育料の追加なんですけれども、今年度は総額幾らぐらいになるんでしょうか、ちょっと教えてください。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） ことしの3月までの見込みでございますけれども、825万3,000円ほどの予定というふうに思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 例えば丸1日利用するとなると、3時間半ぐらいになるんですか。そのくらいになりますよね、多分。だから、3時間半だとして随時利用だと、要するに3,500円ぐらいになるんですか。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） 随時利用の場合は500円というふうに設定をさせていただいておりますし、長時間使われる方については、例えば月決めでやっていただくとかいうふうにさせていただいておりますので、随時だけで3,000円、4,000円いく方というのはないんじゃないかなと思いますけれども。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 延長保育料の徴収も非常に現場では厳しいですね。この間も私、あるお母さんから伺ったんですが、ちょうど4時30分に来たんですね。30分ということは、もう30分過ぎているからということで、もう500円ということだそうです。そこら辺の判断を、現場の保育士さんたちがお母さんを目の前にして判断せざるを得ないんですよ。これは父兄の皆さんと保育士さんとの関係が逆に悪くなるんじゃないかなと思って、非常に心配しているんです。現場の様子はどうですか。

○委員長(木野春徳君) 保育長。

○保育長(稲垣朝子君) 延長保育料についてですが、各保育園に延長の部屋のところに時計が置いてありまして、確認は保護者の方をお願いしてあります。あと、30分ではなくて、30分を過ぎてですの
で、厳密に言いますと31分からです。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) だから、例えば30分に保育園に着いたとしても、その場所に、例えば1分でも過ぎておったらもうだめなわけでしょう。そうじゃないんですか。だから、どこで見るのかというと、自分も子供を預けておったもんでわかるけれど、子供を預けている部屋で見るとですね。部屋に到達した時間で見ているんですよ。だから、そういう意味では物すごいシビアなんですよ。だから、お母さんにつけてもらっている。事実、お母さんにつけてもらっていますけど、現実には保育士さんもそれを見ているんですよ。そうじゃないですか。だから、おくれたからだめやねという話が出てくるんですよ、現場で。これは非常にお母さん方と保育士さんとの間の人間関係をよくするとは私は思えませんよ、そういうやりとりがあるというのは。違いますか。

○委員長(木野春徳君) 保育長。

○保育長(稲垣朝子君) お母さんとの関係がよくなるということにはならないと思います、今、議員さんがおっしゃったとおり。ただ、延長保育という時間が決めている以上、やっぱり約束事ですので、それは守っていただくという基本姿勢ですので、駐車場に着いた時間が30分であっても、それを確認することはこちらではできませんので、あくまでも部屋の入り口でということをお願いしてあります。それはお母さんたちにも周知させておりますので、お母さんたちも部屋で確認ということで納得していただいております。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 昨年の10月ぐらいだったと思うんですけども、保護者の役員の方々と懇談のようなものが中保育園で開かれたことってあるんですか。ありますよね。その中で延長保育料の問題

も出たと思うんですけども、しかし、この集まりはそうした問題を扱う集まりではないからということで、一切お答えをしないと。そういうやりとりがあったというふうに私聞いているんですけども、そのことは本当なんですか。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） ちょっと日にちまでは覚えがございませんが、中保育園で懇談会を開催させていただきました。これはテーマがあらかじめ決められておりまして、よりよい保育園、これからの保育園ということで、延長保育以外のテーマで最初からお集まりをいただいて、この会の方を催させていただきました。

その中で、ちょっとはっきり覚えていませんけれども、その他の意見のところでは延長保育について御質問をされた方がありましたので、それは答弁はさせていただきました。ただ、時間の問題ですとか、テーマが違いましたので、その件につきましてはまた別の機会というような形でお断りをしたというようなことはあります。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 別の機会は設けられたんですか。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） その件だけで懇談会をやる予定はまだございませんので、例えば延長保育料だけではなくて保育料本体ですね、それからほかの利用料にかかわるようなテーマが発生しましたときには、また皆さん方とそういった懇談会も開かせていただくことについてはやぶさかではございませんので、そういった機会をもし設けることがあれば、そういった機会でもたお話ができるのかなというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） だから、お母さんたちの思いというのが本当に町の方に伝わっていないというのをつくづく感じるんですよ。延長保育料の問題というのは、通わしているお母さん方にとってみれば非常に大きな問題なんです。だから、そういうテーマじゃない問題も、ここで聞けば一定のことも聞けるのかなと思って聞かれるわけですよ。そうしたら、今回の集まりはそういうテーマじゃないからということで打ち切られたという話を私は聞いているんです。一度どういう懇談会だったのか、私、後ほどお伺いしたいわけですけども、今も町の方が思ってみえる延長保育料を導入してきた理由と御父兄の方々の思いとは、全く食い違っている。それが実態だというふうに私は思っているんです。ですから、そこで例えば打ち切るのはいいいんだけども、じゃあなぜ別の機会を持たなかったのか。私はそれの方が問題だと思うんですよ。十分に利用者の方の意見を聞きながら保育園の運営もや

っていくということであるなら、なぜその延長保育料のことについての懇談会はやらないのか。

今までも、延長保育についてということはおととしもやっているんですけども、現実には例えば保育料の設定の云々というような話というのは全くされていないんですよ。そうでしょう。1時間当たり500円にするだとか、そんなことというのは父兄の方に1枚通知が来ただけなんですよ。だから、現実には、この保育料では困るというような意見を言うような場というのはどこもないんですよ、父兄の皆さんからは。しかも、たまたまそういう集まりがあったときに、それは今回こういうテーマではないというふうに言われてしまえば、また持っていくところがない。ということになると、こういうことを続けていくと、逆に今度は町の方は全く聞く耳も持たんのかという不信感につながるんじゃないですか。やっぱりこれを町の方も軽視してもらっては非常に困ると私は思うんです。違いますか。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） 決してそういった懇談会を、先ほど申し上げましたように、開くことは別に拒否しているわけではございませんし、たまたまほかのテーマで19年度におきましてはいろいろ懇談会の方は開催をさせていただきました。したがって、そういったことがもしまた20年度に必要とあらば、先ほど言いましたように、利用料ですとか、ほかの利用料の関係も含めまして、懇談会を開かさせていただくということは別にやぶさかではございませんし、もしそういう機会があれば設定の方はさせていただきたいと思えます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 懇談会という名前をつけるんだったら、懇談じゃないといかんのですよ。町が思っておることだけ一方的に住民の皆さんに伝えるんだったら、それは説明会でいいんですよ。懇談だから、やりとりがないと懇談にはならんわけです。だから、利用者の方からいろんな要求が出てくる。それを町としても受けとめていく。そういう姿勢が必要なんじゃないですか。私はそう思うんですよ。だから、父兄の方といい関係を築いていきたいということであるならば、その利用者の方々の話を聞くような場じゃないといかんのじゃないかなと思うんですよ。一方的に、例えば町の方でテーマを決めて開く。それもいいんですけども、それも含めながら、住民の方からの御意見もいただく。やっぱりそういう場をぜひつくってほしいんですよ。それがちょっと足りないのかなというふうに私は思いますね。

それは、例えば町の中にも審議会というのがいっぱいありますけども、いろんな審議会がいっぱいあるんですけども、これが町からこういうテーマで審議してくださいというだけで、そのほかの意見というのはなかなか述べられないんですよ、現実の話は、思っている。そういう中で述べられる人というのは、よっぽど勇気のある人だと思うんですね。だから、そういう意味では、もっと論議を活発にさせていただくのも当然だと思うし、住民の思いをその中に酌み入れていくという意味でも、や

っぱり聞く耳を持っていただきたいなというふうに思います。これは私の要望にしておきます。

どっちにしても、今度、延長保育料の追加があるもので、これも私、反対していきますけど、ぜひそうしたことで、保険年金にも、それから地域振興にもいろいろ審議会はあると思うんですけども、そういったことをやっぱり留意していただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 至って単純な質問で申しわけありません。

25ページの備品購入費ですが、庁用備品購入費減380万1,000円。これは予算469万8,000円ありまして、早い話、2割ぐらいしか使っていないんですが、一体全体最初は何を買う予定で予算を立てられたのかなと思ひまして、以上です。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 25ページの後期高齢者医療費助成事業、備品購入費の御質問をいただきました。当初、後期高齢者医療システムの関係で、パッケージですかね、それを一式導入を予定しておりましたけれども、情報課の方でほかのパッケージとともに備品を購入していただきましたので、この380万1,000円の減となりました。実際、購入しましたのは、パソコン1台とプリンター1台と、そのサーバーラックを購入しております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） ちょっと管轄が外れるかもわかりませんが、これは情報課で買ったということは、早い話、情報課でも予算があったということ。こういう質問はいかんですかね。ダブって予算を計上しておったということになるわけですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） この件につきましては、昨年6月で補正予算を情報課の方でしていただきました。後期高齢者医療の備品購入費をなぜ減しなかったということでございますけれども、今お話ししましたように、先ほどパソコン1台と言いましたけど、実は2台購入をしておりますけれども、そこら辺の備品で必要なものが出る可能性があるということで、予算はそのままにしておりました。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それでは質問もないようですので、採決に入ります。

議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の方の挙手をお願いし

ます。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 賛成多数ですので、議案第13号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、歳入歳出一括で質疑に入ります。質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) これは電算システムの改修の補助金だというような説明がたしかあったというふうに記憶しておるんですけども、要するにそういう補助金がなかったんだけど、今回ついたということなんですか。ちょっと教えてください、よくわからんです。

○委員長(木野春徳君) 福祉課長。

○福祉課長(馬場輝彦君) この補助金は、今回の議案でいきますと11号、激変緩和に関するものに関してのシステム変更の分として、国の方から補助金の増加があったというものであります。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(木野春徳君) それでは質問もないようですので、採決に入ります。

議案第14号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 全員賛成ですので、議案第14号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、歳入歳出一括で質疑に入ります。質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 前年の繰り越しですけども、当初は7,000万ということなんですけれども、これが5,621万7,000円ということで大幅な繰り越しというようなことになってきたというふうに思いますが、この原因というのは何でしょうか。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長(吉田治則君) 18年度の繰越金での御質問でありますけれども、1億2,621万7,000円の繰越金があったわけですけども、医療費等々の伸び等によりまして繰越金が出たというふうに考えております。19年度につきましては、御存じのように、国保税3,000万円ほど引き下げを行いました。また、一般会計からの繰入金も8,500万から5,500万円と3,000万減というふうにしております。

以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) これだけの繰越金があつて、さらにこれは基金には組み入れないということですね。だとすると、この分、少なくとも補正額に係る5,600万ぐらいのものというのは当初予定していなかったものですので、やはりこれは加入者の皆さん方に返すべきものなんじゃないですか。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長(吉田治則君) そういう考え方もありますけれども、この補正予算につきましては、あくまでも11月末現在でのいろんなものの確定がありますので、それに伴った補正予算でございます。御存じのように、予備費へ3,500万ほど積んでおりますけれども、本会議の方でも申しあげましたように、12月、1月、2月までの3ヵ月間の医療費、例えばインフルエンザが発生したとか、ノロウイルスが発生したとか、そういうのもありまして、そこら辺の医療費を見込んでの補正予算であります。以上です。

○委員長(木野春徳君) ほかにありますか。

(発言する者なし)

○委員長(木野春徳君) それでは質問もないようですので、採決に入ります。

議案第15号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 全員賛成ですので、議案第15号は可決すべきものと決しました。

ここで少し休憩をとりたいと思いますが、長丁場になりそうですので、一応50分ということで、皆さん集まり次第始めるということで、休憩とさせていただきます。

(午前10時36分)

○委員長(木野春徳君) それでは休憩を閉じ、会議を始めます。

(午前10時50分)

○委員長(木野春徳君) 続いて、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算(所管分)について質疑に入ります。

質疑は歳入歳出を分けて行います。

まずは歳入について、質疑に入ります。質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 民生費負担金で、まず保育園の運営費保護者負担金がありますけれども、本会議の中でも450万円ほど減額ということで、11ページですけれども、ありました。それから、第3子の3歳未満児の保育料については、県と町で助成するもので、そういった関係で減になるということと、もう一つは、所得税が10%から5%に減少する。税率が変わるということで、最低税率だけで見るとそうなんですけれども、そういう関係で、保育料そのものが450万円ほど減少するということですが、保育料が安くなる人というのは一体どのくらいおるわけですか。ちょっとそれをお尋ねしておきたいと思います。

それから、延長保育の利用料というのが、同じページの民生費の使用料の中の3番目に824万1,000円ということですが、利用される見込みはどのようになっているのでしょうか。この点についても、ぜひお教えをいただきたい。以上です。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） ちょっと今、人数の方がはっきりしないんですけれども、影響額ということで、確かに今回保育料の見直しはかけておりませんので、このままいきますと、今言われましたように10%から5%に下がるということで影響は当然出てまいります。金額としては一応775万円ほど、年額ですけれども影響額があるというふうに見ております。

以前試算をしたときに、かなりの方が影響があるんじゃないかというふうに見ていました。毎年保育料の算定をするときにそれぞれの所得の階層が変わりますので、一概には言えませんが、大体150人前後ぐらいの方が、ひょっとして階層が、いわゆる下の方の階層といたしますか、例えば5階層の方が4階層へ行くとか、そういう形になるんじゃないかなという試算はしたことがあるんですけれども、ちょっと正確な数字が出ていませんので申しわけありませんが、金額としては大体770万円ほどが影響があるだろうというふうに見ております。

それから、延長保育料ですが、先ほども質問がありましたように、ことしの実績から計算しまして、824万1,000円というふうに積算の方はさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 大体保育料の方については、どのくらいかはわからないけれども、以前の推定でいくと150人ぐらいということですが、これは3歳未満児と、それから4歳ですか、3歳というんですか、あと、それ以上と三つぐらいに分かれていますよね。そういう形でどの程度の影響があるのかというのは、把握は当然、まだ申告をやっている段階だもんだから出てこないわけですが、保育料についての見直しというのは、今のところは考えていないというふうに理解をすればよいのでしょうか。

それからもう一つは延長保育料ですけれども、さっきも補正予算のところでは言いましたけれども、ぜひ十分利用者の方の意見を聞くような場をぜひ、この平成20年度においては場所を提供していただく。この料金を徴収する前に本当はそういう説明があつてしかるべきであつたらうというふうに思います。去年もいろんな意見があつたんですよ。延長保育料をどうするのかという問題があつたときには、またこれはこれで別個に利用される方に集まってもらつて説明会を開くという説明があつたところもあつたようですけれども、結局は説明会は開かれずに、延長保育の申し込みの書類が来て、それを見てびっくりしたというのが大方の保護者の方の印象なんです。だから、本当に延長保育料を値上げしたやり方そのものに非常に不信感を持っておられる方も私は多いんじゃないかなというふうに思うし、子育て支援のために本当に値上げしたのかというのは甚だ疑問です。県の方は、第3子の3歳未満児の保育料を軽減しようということで、これは少子化対策ということで県の方は行われる。むしろ保育料の負担を減らすことによって子育て支援をしよう、これが県の姿勢なんですね。それとは別に、大口町においては延長保育料を逆に値上げして、これが少子化対策だというふうに言われても全く理解ができないと思うんです、住民の方から見れば。そういう意味では、やはり私はこの延長保育料はもう取るべきではないという立場でありますので、そういう意味では、直ちにこれはやめていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから、児童手当の負担金の問題なんですけれども、国・県が負担して、あと町が負担して、児童手当の制度が現在あるわけなんですけれども、これ、年々町の方が負担が重くなっているような傾向というのはないんですか。そこら辺はどうなんでしょうか。ちょっとその点についてお教えをいただきたい。

それから、後期高齢者医療の保険基盤安定拠出金というのがあつたんですけれども、これは一体どういうものなのか、この点も御説明がいただきたい。

それから、放課後児童健全育成事業費補助金というのが18、19ページぐらいのところにあるんですけれども、こうした補助金というのは1カ所当たり幾らというふうに来るのか、どういう補助基準でこれは来ているんでしょうか。それを教えてください。以上です。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） まず、保育料の見直しをどうするかということで今お尋ねをいただきました。先ほどもお話がありましたように、決して皆さん方の御意見を全然聞かずにということは、当初から、一昨年、昨年あたり、懇談会も何回も何回もやらせていただいておりますし、保育所運営委員会の中でもいろいろ御意見の方はちょうだいをしておるといふ状況でございます。今後におきましても、そういった姿勢につきましては堅持していきたいというふうに思っております。

それから、具体的に保育料、先ほどちょっとお話がありましたけれども、所得税と住民税の割合が変わってきているという中で、当然保育料自体が下がってくる方は必ずどなたか見えるということで

ございます。ほかの市町の例で恐縮なんですけれども、結構見直しをしているところが多いわけですが、大口町はたまたま見送っているという状況ですが、この保育料の見直しにつきましても、階層によって少し不合理なところが以前から指摘をされておるところがございます。階層のところですごい落差があるところと、ほとんど落差のないというところがございますので、そういったところも含めまして、改定ができたならなということは課の中では今検討している段階であります。したがって、先ほど言いましたように、もしそういった保育料の見直しをするというようなお話が私の方で固まってまいりますれば、当然延長保育料も含めまして、保育料の利用料体系ですね、そういったものをテーマにした懇談会を開くということも決してやぶさかではないというふうに私は思っております。

それから、児童手当の関係で御質問をいただきました。町の負担金がふえているんじゃないかというような御質問でございますけれども、昨年から小学校6年生までふえております。児童手当の方は拡大がされてきております。たしか委員会の折にも資料をお渡しした記憶があるんですけども、3,000万円以上の町の負担がふえてきている。ということは、今まで国が負担をしておった分が県と町におりてきていると。おりてきているというか、押しつけられているという言葉が悪いんですけども、そういった形で学年、年齢は拡大をしていくけれども、国は自分とこの負担はふやさずに県・町の負担をふやしていくと。それで、年齢、学年等を拡大していくといった手法で児童手当も年々拡大がされておると。今、実は中学校までというようなお話もあるわけですが、さらに3年ふえますと、さらに多分県・町の負担がふえるんじゃないかなというようなことは思っております。これがいいのか悪いのかと言われれば、当然町の負担がふえてくるわけですから、私の方としては、子育て支援という立場からいけば、御家庭の方に手当をたくさんお配りするというのはいいことだと思うんですけども、その分町の負担がふえてくるということで、大変うれしいような、悲しいような話というふうに思っております。

それから、児童クラブの負担金ですけども、これ、委員さんおっしゃられましたように、1カ所当たり幾らというような形で負担金の方は来ております。県の補助金、1カ所当たり161万1,000円の補助基準額で算定がされてまいります。この3分の2が補助額というふうになっております。したがって、たまたま19年度の場合は満額の459万が一応来る予定にはなっております。20年度におきましても、一応3分の2、満額ということで459万、予算の方は組まさせていただきました。以上です。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 17ページの県支出金、中段でございますけど、福祉医療の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金について御質問をいただきました。

御存じのように国民健康保険と同じような安定基盤ということで、この件につきましては、後期高

齢者医療の保険料の軽減分、7割・5割・2割の軽減分、県が負担していただきます4分の3が1,484万円であります。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 1点だけ、ちょっとお尋ねいたします。

19ページの児童福祉費補助金の地域組織活動費補助金、これ一体全体どういった内容のものでしょうか。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） 地域組織活動費補助金ということですが、これは特に児童センターを中心として活動されている団体に対する補助金ということで、親子での遊びですとか、いろんなものをつくったりとか、そういったもので組織の方、通称元気クラブというような名称で呼ばせていただいておりますけれども、そういった連絡協議会をつくらせていただきまして、そちらの方に補助金を出しているものでございます。出の方に出てまいりますけれども、1年間で15万円の町からの補助をさせていただいております。県の方からは一応3分の2の補助ということで、10万円が町の方に補助がされてくるというものでございます。ちなみに、現在この連絡協議会の方には31名の方が登録をされておりまして、この方たちが中心となって、例えば皆さん御存じのところでございますと、センターまつりですね。児童センターまつりなんかも含めまして、研修会ですとか、人形劇、映画会等、子供のためにいろんな活動をされておるといような実態でございます。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それでは、ないようですので、歳出の質疑に入りますが、歳出については款の項ごとに分けて進めますので、よろしく申し上げます。

初めに、款3. 民生費、項1. 社会福祉費について、予算に関する説明書の78ページから102ページまでの質疑に入ります。質問はありますか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 予算の説明の際に、健康福祉部長さんから前置きの説明がずらずらとあって、私、なかなか控えるのが大変で、全部控え切れなかったわけですけれども、高齢者においては平成19年にアンケートをやったと。それに基づいて、要支援にならないよう予防に力を入れるという御説明がたしかあったというふうに思うんですけれども、具体的に予防ということですが、どういうことを一体やられるのか、教えてほしい。

それから、83ページですけれども、配食サービスというのがありまして、私、聞くところによると、御桜乃里の配食サービス、非常に人気があって、今、持ってきてほしいと言っておるところも多過ぎて、数が受けられないというようなお話も聞くわけですけれども、配食サービスの状況は今どういう状況になっているのか、教えてください。

それから、91ページに精神障害者の医療費の助成のことがのっていますけれども、近隣の市町の中では、精神障害にかかる医療費だけではなくて、他の疾病も扶助している、そういう自治体があるというふうに聞いておりますけれども、大口町はそういうふうにならないのか、教えてください。

それから101ページに負担金というのがありますけれども、ここにドリーム・コンプレックスというのが30万円ついているんですが、一体これは何なんですか、教えてください。

それから、ちょっとページ戻りますけど、81ページの交付金の中に高齢者及び障がい者公の施設利用助成金141万1,000円というのがあるんですが、これは一体どういうものなのか、教えてください。以上です。

○委員長（木野春徳君） 地域振興課長。

○地域振興課長（星野健一君） 御質問の順序が若干違うかも知れませんが、101ページでございます。101ページの中段の負担金補助及び交付金のドリーム・コンプレックスとは何ぞやという御質問でございますけれども、これにつきましては特定非営利活動法人のドリーム・コンプレックスと申しまして、御案内のとおり2005年の3月25日から9月25日まで会期185日間でもって愛知万博が開催されました。この愛知万博の理念と成果を継承し、豊かで文化的な循環型未来社会を目指すプロジェクトということでございます。コンプレックスといいますとちょっと言葉があれですが、これは複合体という意味でございます。したがって、これはNPO法人のドリーム・コンプレックスということでございます。特に主な活動でございますけれども、愛知万博のときには子供の絵画を世界各国から集めまして、会場に飾ったということでございますけれども、ことしにつきましてはスペインのサラゴサ万博がございます。それに絵を飾るということで募集もかけております。さらに、2010年には上海万博が行われますので、そのときにも絵画を通じて交流をするというものでございます。以上でございます。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） まず、1点目にいただきました部長の説明の中で予防に力を入れていくというお話の件であります。今、福祉課だけではなくて、こども課、健康課、それから地域振興課というようなところを巻き込んで、福祉部全体として、どんなことが予防としてできるのかという会議を立ち上げております。その中で、言葉どおり予防するため、介護、要介護や要支援になる前の方、特定高齢者、さらにはその前の段階の一般の高齢者の方々に対しても予防に対する事業に力を入れていきたいということで、その打ち合わせの会議を始めたところでありまして。その中の一例としては、

例えばしなやかお達者教室とか、ひだまりの会ということで健康課の方で既に始めてみえる事業もありますし、今後また一般高齢者向けに介護になる前の段階の事業として施策を考えていくというようなことを今考えておるところであります。

それから、2点目に御質問をいただきました配食サービス、ページでいくと83ページの配食サービスということで、予算が63万円計上してございます。これが、今、委員御指摘のように、現在は御桜乃里1社で実施をしているサービスであります。現在の利用者が35名お見えになります。それで、キャパがいっぱい過ぎてというようなお話であります。たまたま3ヵ月前でしたか、お話しする機会があったんですけども、そのときにはそういう話は聞いておりませんが、またいっぱいであれば、何とかそのキャパをふやすようなということもお話し申し上げたいというふうに考えます。

それから、81ページをお答えさせていただきます。公の施設の利用助成金ということで141万1,000円予算が計上してございます。これは、現在、健康文化センター5階のトレーニングセンターですね。それから温水プール、こういうスポーツ施設、健康施設に関しまして教育委員会が所管になっておりますけれども、教育委員会の方で65歳以上の高齢者の方、それから障害者の方について、利用料の免除ということで今現在は施行しております。ですので、温水プールとトレーニングセンターについては、高齢者と障害者の方については免除で使っていただいております。

今回、4月から健康文化センター5階のトレーニングセンターが指定管理者に移行するという決定がなされております。現在使ってみえる方について、協議を重ねました。その結果、現在は教育委員会の方で減免ということでやっておるんですけども、福祉施策として継続しようということに結論としてなりました。冒頭は健康も兼ねて、余暇も兼ねて、教育委員会として実施をされた施策でありますけれども、今回、福祉事業として、もちろん65歳以上の方で健康維持をするためにこの施設を利用していただければ、ひいては医療費の削減、それから先ほども冒頭に質問があったように、一般高齢者の方についての健康維持もできるだろうというようなことも考えて、今回、町の方がそれを負担するという福祉施策に切りかえて、健康文化センターの利用について今回予算を計上させていただいたというのがこの141万1,000円です。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 精神障害者医療制度の御質問をいただきました。20年度からは精神障害者医療制度につきましては、アルコール依存症等の方を対象とし、また所得制限も撤廃し、拡大を図ってまいります。精神障害者医療につきましては、障害と医療との関係におきまして、精神障害者というのは、適切な治療を継続することで障害が治癒、回復することが可能であるという点がほかの身体・知的障害者とは大きく異なるというふうに考えます。20年度、障害そのものの治癒に、費用はかかりますけれども、その部分に重点的に助成をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 精神障害者の方の状況ですけれども、回復することは可能だという説明があるわけですけれども、回復する人もあると思うんですよ、確かにおっしゃるとおり。でも、なかなか回復せん人も中にはおられますよね。そういう意味では、やはり回復されるまでの間、働くこともできないような人がお見えになるわけですね。現実には精神障害ということで、例えば障害年金をもらって見えるような人、そういう人も多分あると思うんですけれども、なかなか回復の見込みがないというような人については、私は他の疾病についても扶助してもよろしいのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがなんでしょうか。すべての精神障害の方を対象にするというのはなかなか町としても難しいというのであれば、なかなか回復の見込みがないというような方に対しての他の疾病の扶助、これは考えられるんじゃないですか。私はそう思うんですけれども、全部の人が回復する可能性があるということは言えないと思うんですね。その中でも、なかなか回復の見込みがないということで、長年ずっと病院の方にかかって見える人が多いんじゃないですか。だから、やっぱり身体障害の方や知的障害の方と同様に、他の疾病も扶助していく方向でぜひ検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

それから、この関係でいけば、障害者自立支援法というものが平成18年の4月から始まったわけですけれども、障害のある、特に今、知的障害者の皆さん方が非常に心配しておられるのは、自分たちの子供がどんどん大きくなっていく。そういう中で、扶養する親の方はどんどん年を食っていく。そういうことで、自分たちがいなくなったときに、お子さんたちが本当に安心して生活できるような、そういう施設をつくってほしいというのが願いとして多分あると思うんですね。扶桑町の方ではそういったグループホーム的な施設をつくろうかというような議論も既に始まっているということも私は今聞いているわけですけれども、大口町においては、そういった議論というのはやっておられるんでしょうか、どうなんでしょうか。その点について、ぜひお伺いをしておきたいというふうに思います。以上です。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長(吉田治則君) 先ほども申し上げましたように、精神障害者医療制度につきましては、これまで所得制限を設けておりました。それと、アルコール依存とか、薬物の依存、そういうのも撤廃をして、アルコール依存も対象としていくと。所得制限を撤廃するという形で進めてまいりたいというふうに思っております。精神障害者につきましては治癒できるというふうに考えております。それに専念をしていただきたいというふうに思います。町としましては、その部分に重点的に助成をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長(木野春徳君) 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） 質問としては、知的障害のグループホームでよろしかったですね。

○委員（吉田 正君） 扶桑町はどうもそういう話が出ておるみたいやね。

○福祉課長（馬場輝彦君） お答えをさせていただきます。

知的障害者のグループホームにつきましては、現在ある計画の中で、平成23年というのが一つの目標として掲げてあります。ですので、今回、19年にアンケートをして、今、集計の途中ですけれども、20年にかけて、21年度からの計画を策定するという予定がございますので、それも含めて、その中で検討をしていきたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 今の知的障害者の方のグループホーム的な施設の関係だけでまず聞いておきますけれども、保護者の皆さん方を交えた学習なり、具体的な取り組みなりということ自体は進んでいるんですか。

町がどう進めるのかという計画はそれでわかるわけですが、平成23年に向けて考えているということなんでしょうけど、じゃあ保護者の皆さん方に対するいろんな学習とか啓蒙とか、そういうものは具体的に今進んでいるんですか。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） 具体的にこちらから発信をして進めておるとい段階ではないです。ただ、たまたま私が、昨年の7月に異動して福祉課長になったんですけれども、知的障害者の親の会の会合に招かれて行って、その折にそういう話を聞かせていただいたということはございます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 配食サービスの関係なんですけど、どうも御桜さんの方では50人ぐらい配食しているらしいんですよ。それは大口町だけじゃないんですね。だから、多分統計上ここで出ておる35人というのは大口町だけの数字だと思うんです。実際には犬山だとか、いろんなところに配食しているみたいなんです。だから、手いっぱいなんだということらしいですよ、現実。だから、やっぱりあそこのやつはいい入れ物に入れて持ってきてくださるもんだから、熱いものは熱いままいただけるといこと、本当に非常に好評ですね、はっきり言って。だから、そういう意味では、御桜さんにこれ以上もっとやってくれと言うのもなかなか難しいところも現実はあるんじゃないかなというふうに思うんですよ、課長さんがそう思われてもね。だから、そういう意味では、やっぱり事業者の拡大といのか、そういうのも一方でやっていかないと、この配食サービス、これからもっと出てくると思いますので、事業者の拡大という方向は考えられないんですか。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） もともとは複数のところでやっていたという実績がありますけれども、現在のところ、1社だということも考えると、それ自体難しいのかなと思いつつ、要望がふえてくるといふ予想もあるとすると、今後はそういう方向でも考えていきたいというふうに思います。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 81ページですが、民生委員運営事業の中で町福祉事業推進員さん、これはどんなお仕事をなさっておるのでしょうか。

それと、次のページの高齢者サービス調整会議、ちょっとこの中身を教えていただきたいと思えます。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） まず81ページの民生委員運営事業の中の報償費、町福祉事業推進員ということで158万4,000円組んでございます。実は昨年と全く同様の金額でございます。中身は何かといいますと、民生委員さん、民生児童委員さんで33名、今、御活躍をいただいておりますが、その方たちに町から月に4,000円という報償費をお支払いしておるということで、33人の12ヵ月を掛けていただくとこの金額になるというものであります。

続きまして、83ページの上から3行目でしょうか、高齢者サービス調整会議66万1,000円という計上の中身です。これは、高齢者のいろんな計画、それから実際にやっていく施策について協議を願うという会議でございます。お医者さんが入ってみえたりとか、メンバーが14名見えます。ことしは、昨年と比べて金額がふえております。昨年33万1,000円で、今回66万1,000円、回数が今回8回組ませていただいております。単価は、同じく報償費で5,900円、14名で8回。これは今回、21年から3年スパンの計画を策定します。ですので、計画策定に向けて、その内容を審議していただくために8回という予定を組ませていただいておりますので、66万1,000円という内容であります。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） もう一つ、83ページに高齢者福祉協力員、こういった方もお見えになります。

先日、民生委員の方にちらっとお聞きしたんですが、たまたま高齢者福祉協力員の方に会ったときに、何かアンケートの回収をやってみえたらいいですね。この前、アンケートがありましたもんね。どこへ行ってみえたですかと言ったら、いや、守秘義務があるから言えんというふうに言われたそうなんですわ。それで、早い話が、両方とも同じような仕事をしておるんじゃないかと。確かに個人情報とか守秘義務とか、いろんな条件はあるかと思いますが、対象になる方は大体似たような方ですもんね、もうちょっと仲よくやれんもんではないかというお話がありました。こういったかかわりと

いいですか、福祉協力員さん、あるいは民生委員さん、ぜひとも仲よくやっていただかなきゃいかん
と思っておりますが、その辺、いかがお考えでしょうか。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） 御心配をかけておるようで恐縮であります。もともとアンケートにつきま
しては、すみ分けをして、両方ともに同じ詳しい御説明を申し上げてやっておるつもりであります。
ただし、これは両方ともにお話をさせていただいておるんですけれども、すみ分けをしておるん
ですが、一つの家庭に行きますと、年齢で両方がち合う家庭も見えるんですね。そうすると、例えばそ
このうちへ2通行っておったと。年齢によって、片方は民生委員さんが回収をする、片方は高齢者福
祉協力員が回収するというのがあるんですね。そのような説明をしております。ですので、律儀にや
っていただくと、訪問をしたんだけど、私は高齢者福祉協力員だから片方しかもらっていかんよ
と。こっちは民生委員がとりにくるで後にしてくれ。そういうことが律儀な仕事になるんですけれど
も、実際お宅へ伺うと、見えたで、一緒に持っていってもらえませんかと言われると、断るわけにい
かんもんですから、もらってみえるという実態が一つあります。これはお願いをするときに、「そう
いうことがあるかもしれませんので、その辺はよろしく願います」という御説明は申し上げてお
るんですけれども、ただ、現実に行ってみると、今の家庭の話でいくと、高齢者福祉協力員が2通持
って帰りますと、民生委員さんが行かれて、自分が目指したものがもう既に持っていかれておると
いうことになるとう感情的な部分が入るのかなということで、今みたいな御心配がいただけるのかなとい
うふうに思っておりますけれども、そういうことがないように、本当にお互いに理解をした上でやっ
ていただきたいなとこちらも思っております。

ただ、一つ言えるのは、民生委員というのは本当に100年を数える制度であります。高齢者福祉協
力員というのは、まだ歴史としては浅いんですけれども、本来なぜ高齢者福祉協力員をお願いしてお
るかといいますと、民生委員さんというのは全般の話ですね。ところが、高齢者福祉協力員というの
は、それこそ老老介護ではないですけれども、介護をする人、これは本当に毎日毎日の介護で大変で
す。その介護をする人たちの手助けというところから始まっていますので、本当の出始めというのは
違ったところから発生をしておるんですけれども、数年経過をしますと、だんだんだんだんぼやけて
くるというようなこともあって、そういうような御心配をおかけしておるのかなというふうに思いま
す。いずれにしてもそういうことがないようにしていきたいと思っておりますので、御理解をお願い
します。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それでは、ないようですので、続いて、項2. 児童福祉費について、説明書の
102ページから116ページまでの質疑に入ります。質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長（木野春徳君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） 111ページの11番需用費の中の7. 賄材料費という項目がありまして、給食物資等ということで計上がされておるんですが、今、保育園の関係で、給食の業者さんから入れられる食材と、それから地産地消ということで契約農家さんから入れられる食材があるわけですが、この割合はどのくらいになっておるのでしょうかね。ちょっとそれ、お尋ねしたいんですが、実は地産地消ということで契約農家さんがいろんな野菜等を納入されておるかと思うんですが、決まった量で給食をつくっておみえになるんですが、たまたま足りないときに、契約農家さんじゃなくて、一般の農家さんに来て、ほんの少し材料を分けてくれと。分けてくれという話ならいいんだけど、ちょっともらっていくでというような形で持ってしまうと。そういうような苦情が入っておりまして、そこら辺、契約農家さん、給食をつくってみえる方が、きょうちょっとこれが足らんでと言われたときに、どこへ連絡されて、そういう形になっているかわからんですけれども、地産地消で納めてみえる方も気楽に物がしゃべるような農家の人だと思うんですけれども、そういうところへ行って、ちょっと足らんで、ちょっとこれだけ持っていくでというような形で持っていくと。そんなような話がありましたので、ちょっとそこら辺のところ、契約農家さんがしっかりした食材、野菜とか、そんなものを確保してやってみえるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、115ページですけれども、保育園の改修工事の関係ですけど、せんだっても同僚の丹羽委員からも質問があったと思うんですが、かなり工事に対して設計料が多いと。私も当然このように思っておるわけですけれども、保育園に子供さんを預けるということでそれなりの規格でというような形で設計を依頼されると思うんですけれども、改修工事あたりですと、違う課では、図面でそれをお示ししながら見積もりをとるとというようなこともやってみえるわけですけれども、そこら辺の配慮をされると、こういう設計料とか、そういうものはなくなってくるんじゃないかと思うんですが、ひとつそこら辺のところはどんなような、こども課さんの方で自分たちの描いたものをラフスケッチで出して、業者さんに渡すと。そんなようなことをやってもいいんじゃないかと思うんですが、工事的にそんなに大した工事じゃないですから。民間ですと、口でいろんなものを、これ頼むでというような形でいけるんじゃないかと思うような工事だと思うんですわ。そこら辺、ちょこっとお尋ねしたいです。

それと、今、南保育園の冷暖房機の設置工事の設計委託料ということで上がっておりますが、この関係ですけど、これというのはどういう設計事務所に頼まれておるか、ちょっとお尋ねしたいです。大まかに言いますと、設計といってもいろいろございますので、建築設計だとか、設備設計、構造設計、いろいろ種類がありまして、そこら辺がどこの種類に頼まれているのか、そこだけちょっと教えてください。以上です。

○委員長（木野春徳君） 保育長。

○保育長（稲垣朝子君） 保育園の方の賄い材料について御質問をいただきました。111ページですが、地産地消ということで、北保育園の方で地元野菜を購入しております。事前に献立表に合わせて、地元野菜がどれだけ納入できるかということをお話を栄養士と朝市会の方と事前打ち合わせをしているわけですが、今そういったお話を聞きますと、予定していた量がちょっと足らなかったのかなというふうに思います。用意できない場合は、園としても、ほかの業者をお願いしたりということによっておりますので、保育園の方に再度確認して、そういったことのないようにしていきたいと思います。

あと、地産地消でどれくらいの食材を納入しているかということですが、品目としましては、年間で30品目ほどあります。野菜がほとんどですが、中には果物が、イチゴとかブドウなど入ったりもします。年間で大体100万ぐらいの金額を購入しております。ほかの業者との比率は、ちょっと申しわけありません、手元に資料がありませんので、また調べ次第、報告させていただきます。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） 115ページの工事から設計委託料の関係で御質問をいただきました。保育園の方で来年度6ヵ所ほど工事をさせていただく予定でおります。設計委託料が必要かどうかということでございますけれども、本会議の方でもちょっとお話をさせていただきましたが、一応入札をするつもりでおります。当然競争入札をして工事の発注をしたいというふうに考えておりますので、そのために設計図書等を作成していただくということで、委託料の方もそれぞれ組ませていただきました。

それから、丹羽委員よりお話しありました南保育園の冷暖房機の設置工事の関係での委託料、確かにおっしゃるとおり、私どもが予算を組ませていただきました数字でいきますと、ほかのに比べますとかなり高いものになっております。その折にも回答させていただきましたが、これにつきましては、まだこれから発注をする。もちろん来年度の工事でございますので、これから設計の方の委託もさせていただきます。設計の方の委託をさせていただく折につきましては、もう一度十分精査をさせていただきます。発注の方はさせていただきます。発注の方はさせていただきます。

どこでというお話がありましたが、工事そのものにつきましては、町内の電気工事店2社より見積もりは一応とらえていただきまして、工事費の方も算定をさせていただいたと。今申し上げましたように、設計についてはまだこれから4月以降に発注をさせていただきますので、その点も含めまして、きちんとした設計の発注をさせていただきますというふうに思っておりますので、よろしく願います。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） 賄材料費の件ですけれども、ぜひそういうようなことが耳に聞こえてこないよ

うに、足らなくなりましたら業者さんの方に注文していただくとか、そんなような関係でお願いして
いってもらえたらなど、このように思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

それから、115ページの保育園の改修工事関係ですけれども、保育園の冷暖房機の設置工事、こう
いう設計になりますと、先回も丹羽広域さんであったんですけれども、冷暖房、空調の改修工事で、
要するに機械関係の金額の方がウエートをかなり占めるわけですね。そうした場合に、建築の設計
事務所などが設計をかいていると。そんなような設計委託がされておるわけです。今回、こういう冷
暖房機の設置ということになりますと、ほとんど機械関係が主力になるような工事費だと思うん
ですけれども、やっぱりこういうことは専門的な設備設計さん、そういうところへ依頼してほしいと、こ
れは私の要望としてお願いしておきます。以上でございます。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 何を聞きたいかという、まず児童クラブの運営の関係ですけれども、ここ
では、臨時の方が13人おられるわけですけれども、この事業というのは、臨時的な事業ではないです
ね。継続していく事業だというふうに私は思うわけですけれども、何ゆえに臨時職員ですべて対応
しているのか、ちょっと私には理解できないので、ぜひ教えていただきたい。これ107ページにあり
ますけれども。

それから113ページですけれども、英語で遊ぼう会というのがありますが、どこに委託している
のか、これも教えてください。

それから、保育園の時間外勤務手当のことで聞きたいんですけれども、例えば生活発表会だとか、
それから運動会ですね。いろいろ保育園には行事もあって、保育士さんの労力も本当にたくさんか
かっているなということが、そういうところへ見に行くとよくわかるんですね。例えば生活発表会でも、
いろんな衣装がありますね。ビニールでつくったり、いろいろした衣装なんかもありますけれども、
ああいうものというのは一体どうやって人数分つくってみえるんですか。保育園でつくっているよ
うにはちょっと思えないんですけども、どうやってつくっているんですか。私、そこら辺もちょっと知
りたいんです。以上です。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） それでは、107ページの児童クラブの賃金の関係かと思ひますけれども、
児童クラブに限って言ひますと、各クラブ、先ほど4ヵ所というふうなお話をしましたけれども、2
人ずつ担当の指導員を置かせていただいております。この方々につきましては、いわゆる臨時職員
さんをお願いをしております。各センター、クラブにおきましてはそれぞれ正職員1名を張りつけて
おります。こうした正職員が一応児童クラブの厚生員、指導員を指導し、監督するというところで、実際

の現場の方はそういった形でお願いをしております。すべて正職員でというのはなかなか難しいところがあるかと思えます。といいますのは、勤務時間が、通常のと看すくと午後1時から6時半までということで5.5時間勤務になりますので、もちろん子供が学校から帰ってきてもからが仕事になりますので、こうした事業につきましてもは臨時職員さんでその分はお願いするというのが適当かなというふうに思っております。以上です。

○委員長（木野春徳君） 保育長。

○保育長（稲垣朝子君） 113ページの英語で遊ぼう会委託料について御質問をいただきました。

委託先は、チャコインターナショナルというところ看す。現在は各園、月1回ずつ行っております。子供たちと英語を通じて、遊びや歌、ゲームなどを楽しんでおります。

また、ことしは給食も一緒に食べるということで、食事をしながら、英会話とまではいきませんが、食材について英語で何というのかということ、そういった交流も含めて行っております。

次に、保育士の時間外について御質問をいただきました。

109ページの時間外看す、年間で480万。時間外については、生活発表会、運動会の準備なども入っております。

先ほどの生活発表会の衣装はどうやってつくっているのかということ看す、今まで、本当に20年、30年という期間、生活発表会を行ってきましたので、それなりの衣装はいろいろあります。それを修整したり、足りない場合は、またつくったりしておりますが、ほとんどが今ビニール製のもので、テープを使ったりしてつくっております。ほとんど保育園の方でやれるようにという指導はしておりますが、中には時間的な問題もありまして、多少は家に持ち帰っているという現状はあります。ただ、ほとんどが女性の職場で、また主婦も多いもの看す、なかなか時間外に残ってということが無理なところもあり看す、また担任だけではなくて、園長補佐、あるいは加配保育士など、職員が手伝ったりして行っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 多分本当に生活発表会が近づいてくると保育士の皆さんも大変だろうというふうにも私いつも思う看す。本当に子供たちが生き生きと、あれだけのお遊戯をやる。その教えるのにも労力を使い、あれだけの衣装をつくるのにも、実は物すごい労力がかかっているなということが、いつも見せていただいて感心する看すけれども、その一方で、保育士の皆さん方に多大な負担もかかっているんだなということ、それをいつも感じる看す。やっぱりその部分を、例えばどうやって補うのかということも一方で考えた方がいいんじゃないかなということもちょっと思う看す。最近看す、例えば高齢者の人が保育園に来て、おもちゃつきをやったりとか、いろんな行事、そういう地域の人たちが一緒になってやる行事も実は保育園でもふえていますよ。だから、例えば生活発

表会の準備も、地域のボランティアの人たちと一緒にそうした準備などができるのもっといいんじゃないかなというふうに思うんですね。この間も西児童センターのセンターまつりに私も伺って、物すごい強風でテントが飛んでいきそうなきらいな天気、大変だったんですけど、私もボランティアに行かせてもらったんですけど、本当に多彩な、若いお母さんたちばかりじゃなくて、結構年配の方もいろいろお手伝いして、全体で盛り上げているという感じがしたんですけども、例えばそういう保育園の行事の準備の段階だとか、そういうところにもお手伝い願える方を、例えば募集するとか、そういうことも一つはいいんじゃないかなというふうに思うんですね。そうすると、またそういった高齢者の人が来てもらうことによって、自分たちのお孫さんたちの成長とか、そういうのをちょこっとかいま見れたりとか、生活発表会だけじゃなくて、何かそういう工夫があると、もうちょっと楽に、ボランティアを集めるためにまた労力が要るで、またそれはそれで大変だわという話も出てくるかもしれないんですけど、しかし、多くの人たちで盛り上げていく保育園みたいな、そういうイメージがあるといいんじゃないかなというふうに思います。また、ぜひ検討してください。

あと、児童クラブの運営なんですけれども、1カ所に1人は正職員がおるということなんですけれども、しかし、西の児童クラブは2カ所でやっているものですから、クラブハウスでやっている方は正職員の方は見えませんよね、現実には。だから、そういう意味では、私はまだまだ人が足らんんじゃないかなというふうに思いますし、例えば保育園の給食の調理員さん、これも全部臨時職員でやっているんじゃないですか、今。正職員の方って見えるんですか。保育園の給食の調理というのは、臨時職員でいいのかということなんです。臨時的な仕事でも何でもないわけですね。これは継続的な仕事なわけでしょう。だから、やっぱりここでも継続的に、安定的にやっていただくためにも、正規の職員がここでも必要んじゃないかなということを私は思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。以上です。

○委員長（木野春徳君） 会議の途中ですけれども、お昼になりますので、ここで休憩とさせていただきます。午後1時30分から再開ということをお願いいたします。

(午前11時55分)

○委員長（木野春徳君） それでは定刻少し前ですけれども、おそろいですので会議を再開します。

(午後1時30分)

○委員長（木野春徳君） 先ほど齊木委員の質問に対して答弁漏れがあるそうですので、保育長。

○保育長（稲垣朝子君） 午前中の北保育園の賄い材料のことについて御質問いただきまして、北保育園の方、賄い全体の中で朝市会が占める割合ですけれど、13.4%ということで、野菜や果物の方が全体で104万217円ということで、これは18年度分ですが、これだけ購入しております。あと主食につき

ましては、お米を朝市で購入しております、そちらの割合が33%、35万9,010円ということで、合計しますと140万ぐらいが朝市の方で購入しているということです。以上です。

○委員長（木野春徳君） こども課長。

○こども課長（鈴木一夫君） それでは、午前中、吉田正委員さんの御質問にお答えしてまいります。

委員長さんの方から時間をたくさんいただいたわけですが、立派な答弁が多分できないと思いますので、あまり期待していただくとだめかなあとと思います。

まず状況の報告ということで御理解がいただきたいと思いますが、保育園の調理員さんの関係は、定員で調理員さんの数が一応決まっております。南と北につきましては150人以下ということで、調理員さんは2名の体制をとっております。それから中と西につきましてはそれ以上ということで、3名体制で調理員さんの体制をとらせていただいております。全体としては栄養士さんも含めて12名の方で調理をお願いしているというような状況になっております。この内訳でございますが、これは19年度、現在でございますけれども、正職員が2名、再任用の方が1名、それから臨時の調理員さんが8名、それから栄養士さんが1名、合計12名、この方たちでそれぞれ南・北については2名体制、中と西については3名体制というローテーションを組みながら保育園の給食をつくらせていただいております。

それからもう1点、西のクラブハウスでやっている児童クラブの関係ですが、現在は臨時職員さんが2名という体制で現場の方はお願いをしております。大変優秀な指導員さんに来ていただいておまして、私ども甘えるところがありまして、お任せをしておるということでありますけれども、場所が西の児童センターともすぐ近くということもありまして、センターの正職員の構成員とも連絡を密にとりながら、また休みの日はセンターの方から職員が応援に行くというような形をとりまして、子供さんを預かるにつままして支障のないようにということで配慮をさせていただきながら、またこれはお母さん方の要望でもあったんですけれども、夕方暗くなれば西の児童センターの方に全員が来て、こちらの方で学童保育をするというような体制もとらせていただきながら、お母さん方が安心して預けられるような体制はとらせていただいております。

それから人の問題で、正職員でなければいけないんじゃないかと、臨時職員さんばかりに任せていいのかというような御質問かと思えます。これは、以前にもそのような話があったかと思えますけれども、もちろんすべて正職員さんで、そして私どもが予算要求をしますような人数ですべて要望がかなえば、私どもとしては万々歳というようなことになるわけですが、しかし町全体ということであれば、当然私どもの仕事だけではなくて、町としてはまだほかにもたくさん仕事はもちろんございます。船に例えれば、私どもこども課だけが燃料を食ってしまう、食料を食べてしまう、水を飲んでしまうということは、全体のバランスということを考えれば、船全体、大口丸がきちんと航行できるということが大前提でありまして、本船が沈んでしまうような航行不能になるような話になっては

まずいということは、私ども長年役場に勤めておる中では、私も個人的にはそういうことは思います。ですから、わがままとかぜいたくということではなくて、少なくとも必要最小限、これだけはいないと子供が安全に、そしてお母さん方から信頼されて預かることができない、また遊ぶことができないと、そういうところだけはきちんと押さえて来年度の予算も一応要求させていただいたつもりであります。

そして、これはちょっと私見になるかもしれませんが、きょうここに保育園の園長2名、それからセンターの方の統括厚生員が来ておりますけれども、お母さん方が安心して子育てができるような、また私どもも少しでもそうした子育て支援ができるような、またそれが少子化対策につながるようなことは常々もちろん考えまして、先ほどの延長保育のこともあります、保育料のこともあります。それから保育園のいろんなこともあります。すべていろんなことがありますけれども、先ほど委員さんも言われましたように、多くの方々との協働・協力、そうした支援をいただきながら、私どもはこれからも正職員も臨時職員も含めまして、すべての職員が安心して子供を大口町で産んで育てることができるような社会をつくるような、そうした努力はこれからもしていきたいと思ひ、20年度の予算も要求をさせていただき、こうした審査もお願いしておるといふ状況でございますので、今後とも私ども一同、全力を挙げて頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 今こども課長さんから懇切丁寧な説明があったわけですが、いずれにしても保育園という事業にしましても、その中の例えば調理という部分でいけば、臨時的ではない仕事だと私は思っております。そういう意味では、その職場が臨時職員の方が多いというようなことではおかしいんじゃないかと思ひます。

例えば2名ずつの体制でやっているようなところだと、1人お休みになれば、よそから回してもらうのか、どういうふうなのかわかりませんが、しかし2名の体制というのは非常に心もとない体制ではないかということ思ひます。それは学童保育でも同じことが実は言えるわけですね。だから、そういう意味で課長さんもおっしゃいましたが、必要最低限のところで行っているというのが実態なんじゃないかというふうに思ひます。

そういう意味では、財政当局等もきちっとそれぞれの職場の現場を見ていただいて、住民サービスの本当に最前線の部分ですので、こうした正規の職員を置かなければならないところにはきちっと置く、そういうことも十分に考えていただきたいと思ひます。以上です。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木野春徳君) それではないので、続いて款4. 衛生費、項1. 保健衛生費について、

説明書の116ページから129ページ、ただし目4. 環境衛生費は所管が違いますので省きます。あと一つ、ページ181の款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の補助金、幼稚園就園奨励費のみ対象としての質疑を行います。質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) はい、吉田委員。

○委員(吉田 正君) 今、幼稚園就園奨励費の話が出ましたけれども、それは従来どおり変わらないですか。それをちょっと教えていただきたいのと、妊産婦健診ですけれども、回数が7回になったという御説明があったわけですが、無料で受けられる回数が7回になったという言い方が正解かな。国は何回程度が適当だということを言ってみえるんですか。

それからあと健康文化センターの管理ですけれども、今度は指定管理者ということでやられるわけですが、管理運営をする拠点になるところは一体どこで、またどういう体制でやられるのか、教えてください。

それから、例えばシルバーの方から掃除だとかそういう業務が多分あったと思うんですけれども、そういう業務というのは指定管理者の体制になってこれからどうなっていくんですか。教えてください。以上です。

○委員長(木野春徳君) こども課長。

○こども課長(鈴木一夫君) ちょっと飛びますけれども181ページ、幼稚園就園奨励費の関係でございますけれども、基本的には19年度と同じでございます。ただ、多子軽減ということで、兄弟がいる場合、若干所得によってですけれども、有利になるということで改正がされております。説明をしますと大変細かくなりますので、もしよろしければ資料がございますけれども、大変細かい資料になりますので、若干そういった面で兄弟がいる場合は有利になるような方策がとられております。以上です。

○委員長(木野春徳君) 健康課長。

○健康課長(河合俊英君) 妊婦健診の回数ですが、昨年4月に4回、そして10月から7回ということで、無料の公費負担の回数をふやさせていただいたわけですが、国の方が昨年の1月か2月に通知がありまして、それによりまして14回のうち5回程度は公費で負担するのが望ましいというようなことを言っております。

それから、健康文化センターの指定管理でございます。いよいよ4月1日から指定管理者が管理するという体制になるわけですが、拠点となるところというと、今の1階の総合案内所のところがそういった場所にしたいというようなことは言っております。体制としましては、今現在統括責任者という形を当然とするわけですが、5階に3名、そこにそういった責任者を置くという形です。そして総合案内所に1名、常にその人数は置いて、あとは業務に応じてプラスマイナスするというような基本線

を持っているところでございます。

それからシルバーでございまして、この日常清掃業務も指定管理の中でどのようにやるかというのは指定管理者の方の提案にゆだねておりまして、今打ち合わせの中ではシルバーも使っていくというようなことは聞いております。

それからいま一つ、ハートフルの授産生が草取りをしておりますが、こちらの方は私どもの方から引き続きやってほしいというような要望を入れておりまして、そちらの方は引き続き週1回、草取り業務はやるということを聞いております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 国は、だから14回ぐらいやった方がいいということをおっしゃるわけですか。

14回のうち5回を公費負担ということをおっしゃるわけですから、だから14回はやらないかんということをおっしゃるわけですね。そういう意味ではないですか。だから、14回のうち5回は公費負担が望ましいとおっしゃるというふうに今聞こえたわけですけど、それはいいんですけど、だとするならば、14回やらないかんということですね、妊婦健診というのは。違いますか。ちょっと教えてください。

○委員長(木野春徳君) 健康課長。

○健康課長(河合俊英君) 14回といいますのは、妊娠してから出産まで、医療機関で健診を受けるのに、大体おおむね14回程度の健診を受けられると。そのうちの5回程度は公費で負担するのが望ましいということでございます。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) だから、14回程度普通は受けられるということですね。であるならば、受けた回数だけ公費負担しても、別にそれは厚生労働省がやぶさかではないということですね。だから、それぞれの市町村の裁量でそれはやりなさいよということに多分なると思うんですね。要するに最低5回ぐらいは市町村でやりなさいよというのが、厚生労働省などそういう役所が決められる回数だと思うんですね。だから、そういう意味では、14回程度ということで、その14回公費負担している自治体も最近は出てきていますよね。多分あると思うんですけども、その把握はしてみえますか。

○委員長(木野春徳君) 健康課長。

○健康課長(河合俊英君) 私どもの持っている手持ち資料でいきますと、御存じのとおり江南市が10回、これが県内では一番多い回数で、その後、扶桑町が7回で、それに合わせて大口町も10月から7回ということでございます。ちょっと資料が出ませんので、ただ14回、県内でやっているという情報は持ってありません。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 私は、いずれにしても子育て支援という意味でいけば、14回ぐらい出産までの間に健診が必要であるのならば、14回丸々公費負担してもいいのではないかと思うんですけれども、それを7回にとりあえずとどめたというのは何か理由があるのでしょうか、ちょっと教えてください。

○委員長(木野春徳君) 健康課長。

○健康課長(河合俊英君) 昨年度の当初予算の段階では、まだまだ従来からの2回健診が主流でした。そして、昨年1月以降にそういった国の通知等がございまして、それを受けて急遽4月から犬山市、小牧市あたりが5回になりました。そんな関係で、大口町は当初4回でございましたが、議会からの御指摘もいただきまして、お隣の扶桑町、江南市等の情勢もございましたのを受けまして、10月から7回にしたという状況でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) ぜひ回数をふやすように、今後とも御努力がいただきたいと要望しておきます。以上です。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(木野春徳君) それではないようですので、採決に入ります。

議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算(所管分)について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 賛成多数で、議案第17号は可決すべきものと決定いたします。

続いて議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算について、歳入歳出一括で質疑に入ります。質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 介護保険の調整交付金のことで聞きたいんですが、御説明では国の負担は1.1%だという説明だったんですが、例えば全国市長会など、町村会もそうだと思うんですけれども、国が介護給付費の負担を25%は負担してほしいという要望も出ているというふうに思いますけれども、そういった運動等は具体的にやっておられるんですか。

○委員長(木野春徳君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(水野正利君) 介護保険に係ります国の調整交付金の割合5%分でございますが、これにつきましては過去の本会議等でも吉田正議員さんからは御質問をいただいています。

基本的には、国が25、県と市町村がその2分の1ずつを持つという建前になっておりますが、介護保険制度の中で市町村の事情が加味されるということがございますので、大口町は20年度の当初予算編成時点では1.11と。ある団体へ行きますと5%を超え、6%、7%といった割合で組んでいる団体もあると思いますが、やはり国基準の25%は堅持してほしいというのは個人的には思いますが、現時点で国に対して町村会等で強く要望したというような記憶はございません。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) それは強く要望していただかないと、今の介護保険の保険料を払っている人たちに影響が実はあるわけですね、現実の話は。40歳以上の人に対して。その国が負担しなかった3.9%分は、じゃあだれが負担しているんですか。大口町が負担しているんですか、違いますよね。加入している被保険者の方々が負担しているんじゃないですか。なぜかといったら、大口町は一般会計からの繰り入れをやっていないからですよ。前もこれは指摘させてもらったんですけども、例えば国保においても、一般会計からの繰り入れをやってはいますけれども、例えば国保税を上げなければならない、そういう折には、例えば以前ありましたけれども、4,000万円程度財源が不足すると。そのときには、とりあえず町は2,000万一般会計からの繰り入れをするけれども、あとの半分の2,000万円は被保険者の方で負担してもらおうという説明を受けたことが前にもあるんです。それと、この介護保険の制度とでは、まるで対応の仕方が私は違うというふうに思っているんですよ。

一般会計からの繰り入れというのは、国はやってはいけないとは言っていないですよ、前も指摘させていただいたとおりで。それから、去年、当委員会で見察させていただいた鯖江市だったか、もう一つあったと思うんですけども、そこでは一般会計からの繰り入れをちゃんとやっているんですよ。だから、そういう意味では、国がその財政力の違いで調整をしていくということであるならば、その財政力の調整部分は町で持つべきじゃないんですか。住民に財政力は関係ないですからね、足りない分については、これが私は当然の姿だと思うんですよ。違いますかね。

○委員長(木野春徳君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(水野正利君) 介護保険制度は、一つの日本の法律に基づいた保険制度だと思っておりますが、ということで考えますと、やはり日本全体では国は25%負担しておることが言えるのではないかと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 日本全体で負担しているというのはいいんですけど、大口町に対しては負担していないものだから、私は問題にしているんですよ。そういう意味ではね。

さっき部長さんも説明されたように、それぞれの自治体の財政力や、また高齢化率とか、そういう

いろんなものを加味してこの調整交付金というのは定められてくるわけですね。だとするならば、これは町の問題ですので、足りない分というのは一般会計から繰り入れるべきものじゃないですかということを聞いているんです。違いますか。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 一般会計から繰り入れるべきかどうかということは慎重に検討させていただきたいと思いますが、先ほどほかの団体での一般会計からの繰り入れしている事例を聞かせていただきましたが、私の持っている情報では、保険者である大口町、これが介護保険については一般会計より繰り入れ、一般会計からしますと繰り出しになりますが、繰り出すことについては、一つの参酌標準からいって問題があるというふうにとらえておりますので、この点につきましては現にやってみえる団体があるということでございますので、よくよく研究させていただきたいと、このように考えます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 前も私、一般質問で指摘させていただいたんだけど、国会の答弁の中でも、これは一般会計の繰り入れをやってはいかんとは国は言ってないんですよ。だから、現実にやっている自治体があるんですよ。だから、前もこれは一般質問をやらせてもらって、いまだにまだそこら辺のところはまだ調査してみなわからんということを言われるということは、何か調査していませんでしたというふうにしかな聞こえないものだから、非常に心配するんですけど、調査してもらってないんですか。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） ここで御答弁できるような調査はいたしておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 私が言っていることは道理がないことでしょうか。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 5%の調整交付金につきましては、国が25を純粹に各市町村に出すと。5%については別途予算を持つという考え方が一番いいかなと思うんですが、それも国の予算の関係でございますので、ここで私どもがとやかく申し上げることはできませんので、先ほど強く要望はしていないということを申し上げましたが、今後機会をとらえまして、こうした要望につきましても県や国の方にいたしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 要望のことはそれでいいんですけども、要望を強くしていただければいいんですが、国が1.1%しか負担してないわけですので、3.9%分足りないんですよ、本来の説明からすれば。だから、詐欺みたいな話なんです、もともと。最初これ始めたときには、国は25%負担すると言ったんだから、それがあけてみたらこんな形になっているわけですよ。だから、そういう意味では、それを住民の皆さん方に、その分すべて現実には負担させているわけですよ、大口町の場合は。それでいいのかどうかということが今問われているんです。

だから、そういう意味では、調整交付金の減額分については、きちっと町で負担するということをやっぱり持たないと、際限なく上がっていってしまうと思うんですね。このまま行くと、この制度そのものが。大口町がもっと財政力がよくなってきたらどうなるんですか。最後、調整交付金もらえなくなっちゃうんですよ。どんどん減っているじゃないですか。去年と比べても370万も減って、減らされていく一方ですよ。だから、こういう形に現実にはなっているものだから、この現実に対して住民の皆さん方に少しでも負担を行かないようにするために、やっぱりここでは一般会計からの繰り入れをすべきだと思うんです。住民の責任じゃないんです、この部分は。例えばたくさん介護のサービスを使ったからとか、そういうことでもないんですよ。だから、そういう意味では、やっぱり国がやらないのであれば地方自治体がやるべきだと思います。ぜひそういう意味で、今後も検討していただきたいと思います。

それからもう一つ聞きたかったのは、来年度の介護保険料は値上げせずに済みそうですか。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（馬場輝彦君） 来年度というのは平成21年度のことかという御質問だと思いますけれども、これにつきましては20年度に計画を策定する時点じゃないと、今の段階で上がる下がるというのは言いつらいということで、わからないというふうにとどめさせていただきます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） わからんという御答弁だろうと思うんですけども、ただ基金にはどんどん積立金の金額は現実にはふえていっているというふう思うんですね。そういう意味では、1回は凍結したことはたしかあったと思うんですけど、今の3,450円の前のときね。そういうときがあったと思うんですけども、この調整交付金の減額分を町で一般会計からの繰り入れも行いながら、住民への負担をふやさないように、ぜひしていただきたいというふうに要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 一般会計の繰入金、さらには21年度からの3年分の第4期の介護保険料の関係での御要望ということでございましたが、一般会計の繰入金、さらには21年度からの第4期

の介護保険料3,450円からさらに上げるのか、下げるのか、こういうようなことだと思いますが、基金の取り崩しも視野に入れて十分検討させていただきたいと、かように思いますので、よろしく願いします。

○委員長（木野春徳君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） 質問もないようですので、採決に入ります。

議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 全員賛成ですので、議案第19号は可決すべきものと決しました。

続いて議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出一括で質疑に入ります。質問はありますか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 本会議の質疑の中でも田中議員から出た問題ですけれども、法定減免と呼ばれているものですね。7割・5割・2割という軽減措置があるわけですけれども、これは平成18年の税制改正というんですか、私たちは改悪と呼んでおるんですけども、これによって7割・5割・2割の軽減に該当しなくなった世帯がありますね。以前伺ったときには34世帯だったんですか、そういう世帯があるというお話だったわけですけれども、なぜこの保険税には激変緩和策というのはないのか、それを教えてほしいんですけれども。この34世帯の法定減免から外れていった世帯というのは、最近、このぐらいの世帯があったというのはわかったんですか、ちょっと教えてください。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 34世帯でしたか、ちょっと数字の記憶はありませんけれども、公的年金控除の関係の緩和措置だと思いますけど、13万から7万でしたか、その関係は本算定をした後にその数字というのはわかったということであります。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） なぜ激変緩和措置はないんですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） これにつきましては、18年度、19年度、2年での緩和措置ということでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） しかし、保険税そのものが激変緩和されんもんで問題になるんだと思うんですよ。例えば7割軽減の人が7割軽減されなくなると3倍ぐらい上がっちゃうわけですね。今まで、前も主査がちょっと説明されてみえたけど、10万円の本来の保険税が、7割軽減ということは要するに3万円になるわけでしょう。だから、3万円だった人が7割軽減を外れるということは10万円になっちゃうということなんです。だから、そこでは3倍以上上がっちゃうんですよ。だから、幾ら所得の方で公的年金の特別控除の部分で20万円、13万円、それから7万円というふうで下げていったとしても、実は税金で見るとめちゃめちゃ上がっちゃうんですよ。所得の方で緩和措置があったとしても、税の方ではめちゃめちゃ違ってきちゃうんですよ。だから、そういう意味では、確かに緩和になっている人もいるのかもしれないけれども、しかし緩和にならない人もあるんですよ。それは細かく見ていかないと出てこないんです。

介護保険の場合は、保険料に対して掛ける何%でやるもんだから、そこに該当している人は直接的に保険料の軽減が受けられるんだけど、国民健康保険税の場合は税額に対する激変緩和がないもんだから、非常に上がっちゃう人が出てきちゃうんですよ。だから、私の聞いた人では、例えば2万5,000円ぐらいだった人が途中で2割軽減か何かひっかかったのかもしれないけれども、それでも倍ぐらいになっちゃう。それがなくなってしまえば、もとと比べれば3倍ぐらいになっちゃうと、そういうふうなんです。

だから、例えば介護保険料だと1割程度ぐらい激変緩和させて、平成20年度も助かる人もあるわけですけど、国保の場合はそうじゃないもんだから、問題なんです。だから、税額としての激変緩和措置をしてもらわないと、むちゃむちゃ上がっちゃうんです、今まで軽減を受けられていた人。収入は何も変わらないのに所得が勝手にふやされて、なおかつ7割とか5割とか2割という軽減が受けられなくなっちゃって一気に上がっちゃうんですよ、国保の方は。だから、そういう意味では非常に、今の7割・5割・2割の軽減だけに頼っている問題は多いんです、現実の話。

そういう意味で、税額の激変緩和措置をとってほしいんですよ。そうしないといかんです。住民の方のお話を聞いていると、そういうことなんです、町の方で御検討いただけませんか。

○委員長（木野春徳君） 暫時休憩します。

（午後 2時05分）

○委員長（木野春徳君） それでは、会議を再開いたします。

（午後 2時07分）

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 今回3月議会に上程させていただきます介護保険料の関係の激変緩和、

これは国の介護保険施行令の一部を改正する、さらにその改正という中での特別な措置がされておりますが、今回、国の法律、あるいは政令の中での国民健康保険に係る分としては特に上位法での改正はなかったわけですが、といいますのは地方税法の改正もないという中で、委員も御承知のように国民健康保険につきましては所得に対しての課税、介護保険の方は税に対しての一定の割合での保険料の賦課、こういった制度的に上位法の仕組みが違うという中で、経過措置、経過措置とおっしゃられても、いつまでも過去のを引きずっていくということになりますので、どこかで一線を引かざるを得ないだろうというのが私どもの判断でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 部長さんのおっしゃられることはそういうことかと理解したんですけども、それでも上げられた方に見ればたまったものじゃないんですよ。年金の収入がふえてもおらんに、何で国保税が2倍にも3倍にもなるのと。逆に年金なんて少しずつ減らされておるわけでしょう、ここのところずうっと。据え置きか、ふえておらんですよ、全く。にもかかわらず、どういう計算をしたらそんな2倍、3倍になるんだという話ですよ。そういう意味では、ここはきちっと激変緩和してもらわないと、せめてね。それをずうっと申し上げてきたんだけど、何年も何年も激変緩和するわけにはいかんとおっしゃるんだけど、しかし、これは今初めて言った話ではなくて、去年もその前も言ってお話なんだから、そのときに何でやってくれなかったんだという話なんですよ。だから、そういう意味では、わかった時点でいいから、軽減してもらわないと大変ですよ。年金もふえてないし、払う方ばっかふやされて、しかもその上がり方が2倍とか3倍とかになっていくんですから、そこは考えてもらわないかんですよ、支払う方の側から見て。どうですか。

○委員長(木野春徳君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(水野正利君) ここでの的確な御回答はできませんが、そういった問題を提起されたということで、内部的に一度検討させていただきたいと、かように考えますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 次の問題へ行きますけど、特定健康診査ですけども、受益者負担金はあるんですか。

それからもう一つ聞いたかったのは、この中に医療費の通知書ってありますね。10月ぐらいですか、何月ぐらいですか、よくわからんのだけでも、年に何回かあるんですかね。あなたはこれだけ医療を受けましたという通知書ですけども、あれって本当に必要なんですかね。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 特定健診の負担金でありますけれども、負担金は一応1,000円という形で尾北医師会へは提示をしております。

それと医療費通知でございますけれども、2ヵ月に1遍御案内をしておりますけど、これにつきましては実際医療費がこれだけかかったということをお知らせすることによって、医療費に対する意識というか、そこら辺をしていただけたらというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 本会議の質疑の折、聞いていた内容とごちゃごちゃになっちゃって申しわけないんだけれども、特定健康診査をやって、そこでさらに精密な診査が必要だというものに1,000円かかるというふうに判断したんだけど、そうじゃないんですか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） そうではなくて、基本項目と詳細項目と二つありまして、今おっしゃったようにどこの自治体も行うのが基本項目ですね。詳細項目といいますのは、その基本項目の結果によってできる検査、3項目ございますが、この管内で今提案しておりますのは、その詳細項目もすべて基本項目と同時に実施するというので、当然費用もかかるわけなんですけど、それについては従来からの基本健診の項目をなるべく落とさないように、同等程度の健診のレベルを確保したいということでございます。その同時実施する基本項目プラス詳細項目の全項目に対しての1,000円の自己負担ということでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 今まで住民基本診査というのは無料だったですよ。今度は1,000円いただくということなんですけれども、なぜ1,000円いただくというようなことになったんですか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 従来からの基本健診につきましても、市町村によって自己負担を3割取る場所もありますれば、1割というところもあります。無料のところもちろんございます。おおむね今の流れとしまして、自己負担をしていただく方向で経過をたどってきております。この2市2町の尾北医師会管内においても、そういった形で医師会との協議の中では提案させていただいておりましたが、そんな関係もありまして、今までは無料でやっておりました。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） これ私は無料が望ましいのではないかというふうに思いますけれどもね。お医者さんも、いろんな悪いところを調べたいというときに、今までだと住民基本診査をやって、それで

一遍調べてみましょうかねということをお医者さんの方からも言えるんですよ。そういう中で、また悪いところを見つけていく。そういう中で治療していく。そういうことが、無料だったがために容易にできたことだと思うんですね。あるお医者さんもそんなお話を僕にしてくれた人があるわけですが、そういう意味では、私は受益者負担をさせることによって、お金がない人は結局は受けられないということにつながりかねないんじゃないかと思えますよ。だから、これは無料にすべきじゃないですか。別に医師会の方から1,000円にしてくれと言ってきたわけじゃないんでしょう。私はそう思うんだけど。2市2町か3市2町の方から提案したわけでしょう、そういうことを。

そういう意味では、これは受益者負担はなしということでもまずスタートさせて、そうした中で議論があれば、それはやぶさかではないんだけど、いきなり新しい制度が始まるというときに、こんな受益者負担を入れていくなんていうことは、私はちょっと承服できない問題だと思いますが、いかがですか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 実は基本健診の無料の中で、市町村の側で検討して、その中で今回の特定健診になりましてもそうなんですけど、医療にかかっている方々というのは、基本的には健診から除かれるわけですね。そういったこともありまして、もう既に医療にかかっている方は、今回についてはメタボのことになるんですけど、そういった方を抽出する健診でございまして、治療している方の健診を行うということではない。そんな関係もございまして、自己負担の考え方の導入ということで、御理解いただきたいと思えます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） ちっとも理解できないんですけど、住民基本診査よりも程度を落とさないようにということが一つあるということは、これまでの経過も含めて引き続き検査項目については続けてやっていこうということがあるわけですよ。だとするならば、ここに自己負担を導入するというのは、私はちょっと承服できないんですね。今までもこうしたものを利用して御自分の体調の悪い部分を検査等々してきた方も大勢おられたと思うんですよ。それが自己負担導入では、気軽にお医者さんの方からこういうのをやりましょうかということとは言えなくなる。予防という観点でいっても、気軽にお医者さんの方からも言えるようなものでなければいかんんじゃないかと思うんですね。だから、そういう意味では、これは受益者負担はやめるべきではないですか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） こういった健康診査、がん検診とかいろいろ検診等も用意しておるわけなんですけど、自分の健康は自分で守ることが原則という観点で、それが低額なのか高額なのかという議論はあるかもしれませんが、そういった観点で考えていただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) それは同感なんです、私も。自分の健康は自分で守らんといかんというのは当然なんです。ただ、お金が発生するからこの問題を言っているだけで、その部分をね。今まで、これをどういう人たちが利用していたのか、またお医者さん方もどんなことで、例えば調子の悪いところを最小に抑えようということでこの健診なども利用されながら、住民の方に対してさまざまな医療のサービスも行いながら努力してこられたわけですよ。だから、本当にもっと気楽にこうした健康診査が受けられるようにする意味でも、この受益者負担というのはやめていただきたいことを申し上げておきます。以上です。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(木野春徳君) それではないようですので、採決に入ります。

議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 賛成多数ですので、議案第20号は可決すべきものと決しました。

続いて議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算について、歳入歳出一括で質疑に入ります。質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 質問じゃないんですけど、意見表明ですけれども、後期高齢者医療について反対しますので、これを反対しないと矛盾を起こしますので、反対の立場でございます。よろしく願いいたします。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(木野春徳君) それではないようですので、議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算について採決に入ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 賛成多数ですので、議案第21号は可決すべきものと決しました。

続いて議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出一括で質疑に入ります。質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) この歳出の中に事務費というのがないんだけど、どうやって事務をするの。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長(吉田治則君) 後期高齢者医療の特別会計につきましては、厚生労働省の方から予算の組み方、つくり方というのが提示されて、一応基本的に組んであります。事務費については、一般会計の3.1.4の福祉医療費の中で後期高齢者医療の助成事業があります。その中で組んでおります。以上です。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) これは普通徴収と特別徴収とあるわけですが、例えば夫婦の世帯だと、御主人さんが75歳で奥さんが74歳の世帯だと、御主人さんは特別徴収ですか、普通徴収ですか。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長(吉田治則君) 特別徴収、つまり年金からの天引きでございますけれども、年金から天引きされるに当たっては、年金種別、年金保険者の優先順位によりまして判断をします。それと、介護と後期高齢の保険料の2分の1云々の判定をして決めております。ですから、一概には言えませんが、それに合うということでしたら特別徴収となります。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 例えば75歳の御主人さんと74歳の奥さんがおって、国保に入っておるとするわけ。そうすると、この4月になると75歳の御主人さんは特別徴収で引かれるわけ。残った奥さんは引き続き国保を払わないかということになりますよね。そういうことでいいんですか。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長(吉田治則君) そういうこととなります。残った奥さんにつきましては、御主人が一応擬主という形で残ってまいります。ですから、後期高齢で特別徴収を御主人の方がされますと、残った国保については特別徴収はされず、普通徴収という形で徴収されると、税金がかかるということでございます。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 国保も特別徴収されるようになるんじゃないですか。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 国民健康保険については、一応本年の10月を予定しております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） そうすると平等割も同じようにかかるんですね、当然。そうなると、負担はより一層ふえると思うんですけども、どうなるんですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） ただいまの御質問につきましては、あとの国民健康保険に残られる方について、7割軽減の場合はそのまま5年間7割軽減される。それと、被保険者が1人だけ残られた場合については、その5年間、世帯割が半額になるというような保険料の軽減があります。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） どうなるのか、一遍整理して示してほしいんですけど、後期高齢者医療と残る国保、さっきも説明がありましたけれども、社会保険の被扶養者の方というのは300人程度で、あとの1,300人ぐらいが退職者医療か国保か何かに入っておるわけですよ、早い話が。多くの方がそういう世帯に実は該当してくるわけですので、そういう意味では、多分話を聞いておるだけではわかんないと思いますよ。どういうふうに分かるのか。シミュレーションか何かでもつくってもらわないと。だから、話だけ聞いておるとふんふんそうかというふうになるんですけども、じゃあ残った方はどうするんだとか、いろんな問題が出てくるので、一度整理して、また説明していただけると幸いです。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それではないので、採決に入ります。

議案第22号 平成20年度大口市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 賛成多数ですので、議案第22号は可決すべきものと決しました。

続いて議案第23号 平成20年度大口市国際交流事業特別会計予算について、歳入歳出一括で質疑に入ります。質問はありますか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） ないので、採決に入ります。

議案第23号 平成20年度大口市国際交流事業特別会計予算について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 全員賛成ですので、議案第23号は可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会とさせていただきます。

(午後 2時30分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

健康福祉常任委員会

委員長

木野春徳